

ご遺族のための

おくやみハンドブック

～おくやみに関連したさまざまな手続きのご案内～



岐阜市

令和2年7月1日 発行

令和5年6月1日 改訂

ご遺族のみなさまへ

このたびは、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族のみなさまにおかれましては、

今後の生活などに対する不安もあるなか、

さまざまな申請や届出が必要になると存じます。

この「おくやみハンドブック」は、市役所での手続きをはじめ、

必要と思われる手続きを掲載しております。

ご遺族のみなさまに、お役に立てましたら幸いです。

岐阜市長 柴橋 正直

このハンドブックは、岐阜市に住民登録のある方が亡くなられた際の手続きを中心にご案内しております。ご遺族の皆様の手続きを、時系列順に、わかりやすくまとめています。

なお、法令改正や手続きを行う機関の変更に伴い、手続きの方法や場所、連絡先、必要な書類などが、変更になることがありますので、予めご了承ください。

目次

1. ご家族が亡くなられたとき（死亡届出から火葬の手続き）	3
2. ご家族が亡くなられた後の手続きの流れ（目安）	4
3. おくやみコーナーのご案内	7
4. 市役所で行う手続きに持参していただく代表的な持ち物	9
5. 具体的な手続き	
(1) 市役所で行う手続き一覧	11
(2) 市役所で行う手続きの概要	
医療保険	15
年金	17
印鑑登録・マイナンバー・旅券	19
介護保険	20
市税	21
障がい福祉	24
高齢者	27
福祉医療、生活保護	28
子ども	29
その他（ライフライン・住居など）	31
(3) 住民票の写しや戸籍謄本等の請求方法、手続きの委任	38
(4) 市役所以外で行う手続き一覧	
国・県への手続き	44
ライフライン、預貯金、保険など	46
6. 手続きに関してよくある質問	51
7. 市民相談窓口	53
8. 故人の遺品の処分について	55
9. 岐阜市役所庁舎 案内図	58
10. 事務所等案内図	61

1. ご家族が亡くなられたとき（死亡届出から火葬の手続き）

ご家族が亡くなられたときは、死亡届の提出が必要です。また、ご遺体は、火葬などに付していただきます。ここでは、岐阜市に死亡届を提出し、岐阜市斎苑で火葬をされる場合の手続きをご案内します。

なお、葬儀社などに、こちらの手続きの代行を依頼することも可能ですが、手続きの流れについて、ご一読ください。

御臨終

火葬の予約

死亡届の提出の前に、電話にて、岐阜市斎苑（P6 参照）に火葬の予約をしてください。

火葬者氏名、出棺場所、出棺時間等をお知らせください。

死亡届を提出

医師に「死亡届」の死亡診断書（死体検案書）を記入してもらい、死亡の事実を知った日から7日以内に戸籍届出の窓口（P5 参照）に、この「死亡届」と戸籍窓口にあります「死体埋火葬許可交付申請書」を提出してください。この手続きにより、「火葬許可証」を交付します。また、「おくやみハンドブック」をお渡しいたします。

なお、後日、各種の手続きに必要な場合がありますので、死亡届（死亡診断書（死体検案書）を含む）のコピーを取っておくことをお勧めします。

火葬の申し込み

岐阜市斎苑にあります「使用申込書」とともに、「火葬許可証」を提出し、「使用料」を納付のうえ、火葬の申し込みをしてください。（P6 参照）お手続きは、火葬予定日の前日午後5時までをお願いします。

火葬

火葬の予約時間までにお越しください。

火葬後に、火葬を終了した旨を記載した「火葬許可証」をお渡しします。ご遺骨の納骨時に必要ですので、大切に保管してください。

2. ご家族が亡くなられた後の手続きの流れ（目安）

※ここに記載の葬儀・法要は、あくまでも一例であり、宗教や宗派、風習等によって異なります。
また、各手続きの時期はあくまでも目安であり、それぞれの期限は異なります。

	葬儀・法要	届出・手続	税金
3 カ 月 以 内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届（P5 参照） ○健康保険（P15 参照） ○年金関係の手続き （P17～18 参照） ○公共料金等の手続き （P31、46～47 参照） ○相続放棄（P46 参照）・ 限定承認 ○相続財産調査 ○相続人調査 ○遺言調査・遺言書の検認 	
4 カ 月 以 内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 （P46 参照）
10 カ 月 以 内		<ul style="list-style-type: none"> ○払戻・解約・名義変更等 ○遺産分割協議 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告（P46 参照）
1 年 以 内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 		

(1) 戸籍届出の窓口について

ここでは、ご家族が亡くなられた際に、医師から受け取られた「死亡届(死亡診断書(死体検案書)含む)」の提出先などをご案内します。

届出人	同居の親族、同居していない親族、同居者、 死亡した場所の家主・地主・家屋管理人・土地管理人、公設所の長、 後見人、保佐人、補助人、任意後見人、任意後見受任者 (後見人等が届出する場合は、後見の登記事項証明書、又は裁判の謄本が必要です。 詳しくは、提出先の窓口にご確認ください。)																					
提出先	死亡者の本籍地、死亡地、届出人の所在地(住所地・居所・一時的な滞在地)のいずれか。 市区町村の戸籍届出窓口に提出してください。																					
提出期間	国内で死亡したときは、死亡の事実を知った日から7日以内																					
届出窓口	<p>岐阜市役所 市民課総合窓口係 (058)214-2857 司町 40 番地 1 市庁舎 1 階</p> <p>市内7事務所 (P61に案内図があります)</p> <table data-bbox="347 1413 1276 1899"> <tr> <td>西部事務所</td> <td>(058)239-0004</td> <td>下鵜飼 1 丁目 88 番地 3</td> </tr> <tr> <td>東部事務所</td> <td>(058)243-1001</td> <td>芥見 4 丁目 64 番地</td> </tr> <tr> <td>北部事務所</td> <td>(058)231-0641</td> <td>福光東 2 丁目 6 番 13 号</td> </tr> <tr> <td>南部東事務所</td> <td>(058)271-0361</td> <td>加納城南通 1 丁目 20 番地</td> </tr> <tr> <td>南部西事務所</td> <td>(058)272-2021</td> <td>市橋 2 丁目 8 番 18 号</td> </tr> <tr> <td>日光事務所</td> <td>(058)232-1480</td> <td>日光町 9 丁目 1 番地 3</td> </tr> <tr> <td>柳津地域事務所</td> <td>(058)387-0111</td> <td>柳津町宮東 1 丁目 1 番地</td> </tr> </table>	西部事務所	(058)239-0004	下鵜飼 1 丁目 88 番地 3	東部事務所	(058)243-1001	芥見 4 丁目 64 番地	北部事務所	(058)231-0641	福光東 2 丁目 6 番 13 号	南部東事務所	(058)271-0361	加納城南通 1 丁目 20 番地	南部西事務所	(058)272-2021	市橋 2 丁目 8 番 18 号	日光事務所	(058)232-1480	日光町 9 丁目 1 番地 3	柳津地域事務所	(058)387-0111	柳津町宮東 1 丁目 1 番地
西部事務所	(058)239-0004	下鵜飼 1 丁目 88 番地 3																				
東部事務所	(058)243-1001	芥見 4 丁目 64 番地																				
北部事務所	(058)231-0641	福光東 2 丁目 6 番 13 号																				
南部東事務所	(058)271-0361	加納城南通 1 丁目 20 番地																				
南部西事務所	(058)272-2021	市橋 2 丁目 8 番 18 号																				
日光事務所	(058)232-1480	日光町 9 丁目 1 番地 3																				
柳津地域事務所	(058)387-0111	柳津町宮東 1 丁目 1 番地																				

(2) 岐阜市斎苑について

岐阜市斎苑のあらましや火葬の手続きは、次のとおりです。

名称	岐阜市斎苑
所在地	〒500-8121 岐阜市上加納山4717番地4
電話番号	058-245-0228
HPアドレス	https://www.city.gifu.lg.jp/11714.htm 
火葬の申込に必要なもの	<input type="checkbox"/> 使用申込書(岐阜市斎苑にて、お渡しいたします) <input type="checkbox"/> 火葬許可証(死亡届の提出先から交付します) <input type="checkbox"/> 火葬場使用料 ◆亡くなられた人の住民登録地が岐阜市の場合(岐阜市の介護保険被保険者を含む) 12歳以上 5,000円、12歳未満 3,000円 ◆亡くなられた人の住民登録地が岐阜市以外の場合 12歳以上 68,000円、12歳未満 41,000円
窓口時間	◆火葬の予約 午前8時30分から午後5時(1月1日と友引を除く) 電話でのお問い合わせは、24時間受付 ◆火葬の申し込み 午前8時30分から午後5時(1月1日と友引を除く) 火葬予定日の前日までに申し込みをしてください。
休苑日	1月1日と友引
注意事項	亡くなられて24時間を経過した後でなければ、火葬できません。 (特定の感染症など、法令に別段の定めがあるものを除く)

3. おくやみコーナーのご案内

身近な方が亡くなられた後の手続きは、それぞれに異なり、多岐にわたります。

市庁舎のおくやみコーナーでは、市役所で行っていただく手続きのなかで、多くの方が対象となるものについて、受付やご案内を行い、ご遺族が、少しでも安心して、手続きを進められるよう、サポートいたします。

おくやみコーナーをご利用の場合は、事前予約をお願いします

※コーナーの円滑な運営のため、事前予約をお願いします。

※予約なしでご来庁いただいた場合は、予約状況により、受け付けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、おくやみコーナーを利用せず、直接各窓口へ行ってお手続きいただくこともできます。その際は、P11～の手続き一覧で、該当されるものをご確認いただき、お手続きしていただくことをお勧めいたします。

予約 問合せ先	岐阜市役所市民課 総合窓口係（おくやみコーナー担当） TEL：058-214-2857 ※予約の際は、最初に、「おくやみコーナーの予約です」と、お伝えください。 なお、ご予約は岐阜市役所ホームページにある予約フォームからも受け付けております。（午前8時30分からの対応や当日の予約をご希望の方は、電話予約をお願いいたします）	
開設日時	平日 午前8時30分～午後5時 （土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません）	
開設場所	市庁舎1階 市民課内（P8参照）	
取扱い内容	<ul style="list-style-type: none">・後期高齢者医療及び国民健康保険の葬祭費支給申請受付・被保険者証や受給者証等の回収・年金手続きのご案内・住民票の写しや戸籍・除籍謄本などの申請受付・おくやみハンドブックに基づいた手続き窓口のご案内 等	
持ち物	P9に記載の持ち物をお持ちください。 亡くなられた方のものが見当たらない場合は、当日その旨お知らせください。	

おくやみコーナーをご利用になる方へのお願い

1. すべての手続きの受付やご案内を、おくやみコーナーでできるものではありません。また、手続きをご案内した後に、担当の窓口に行ってください場合や、後日、お手続きが必要になる場合があります。
2. 亡くなられた方の住民登録が岐阜市にある場合を中心としたご案内になります。岐阜市以外の場合、十分なご案内ができませんので、住民登録地の市区町村にご相談いただくことをお勧めいたします。
3. 岐阜市に本籍や住民登録があっても、死亡届を岐阜市以外の役場に提出された場合は、死亡事項の記載がある住民票(除票)の写し、戸籍・除籍(謄本・抄本)の交付に日数を要しますことを、ご了承ください。
4. コーナーの利用状況によっては、お待ちいただく場合がありますが、ご理解ください。



4. 市役所で行う手続きに持参していただく代表的な持ち物

死亡届提出後に必要となる手続きは、一人ひとりで異なります。

ここでは、市役所で行う手続きの際に、ご遺族にお持ちいただく代表的な持ち物をご案内します。亡くなられた方のものについて、該当するものがあればお持ちください。

各種手続きに必要な住民票の写しや戸籍謄本等の請求のために、必要となる持参書類については、P38の共通事項①必要な持参書類をご参照ください。

なお、それぞれの手続きごとにご持参いただくものは、P15以降の手続きの概要をご参照ください。

☑ ご遺族（来庁者）のもの

<input type="checkbox"/>	認印（葬祭執行者、相続人代表の方） ※ご持参は任意となります。
<input type="checkbox"/>	本人確認資料（下記①を1点。①がない場合は、②を2点。） ① 公的機関が発行した顔写真付きの本人確認資料 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 障害者手帳 などいずれか 1点 ② 上記①がない場合は、公的機関が発行した証明書 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 基礎年金番号通知書 などいずれか 2点
<input type="checkbox"/>	会葬礼状または葬祭費用の領収書 （亡くなられた方が、後期高齢者医療 又は 国民健康保険に加入していた場合のみ） ※領収書には、亡くなられた方、葬祭執行者それぞれの氏名（フルネーム）の記載が必要です。
<input type="checkbox"/>	葬祭執行者や代表相続人の振り込み先口座情報のわかるもの（預金通帳等）
<input type="checkbox"/>	おくやみハンドブック（岐阜市に死亡届を提出された際にお渡ししています）

☑ 亡くなられた方のもの

（見当たらない場合は、ご来庁の際、各窓口でお知らせください）

<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険 又は 国民健康保険に加入していた場合 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証
<input type="checkbox"/>	年金番号のわかるもの <input type="checkbox"/> 基礎年金番号通知書 <input type="checkbox"/> 年金証書 <input type="checkbox"/> ねんきん定期便 など
<input type="checkbox"/>	各種証書類 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証（ぎふ市民カード 又は 印鑑登録手帳） <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 福祉医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 自立支援医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 障害者タクシー乗車券 <input type="checkbox"/> 福祉サービス受給者証 <input type="checkbox"/> 地域生活支援事業受給者証 <input type="checkbox"/> シルバーカード <input type="checkbox"/> 高齢者おでかけバスカード <input type="checkbox"/> その他上記以外に市役所から交付された証書類
<input type="checkbox"/>	死亡診断書の写し

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

5. 具体的な手続き

(1) 市役所で行う手続き一覧

ここでは、市役所で行う手続きを中心に、項目ごとにご案内します。亡くなられた方の該当する項目に してご利用ください。また、手続きの概要は掲載ページをご参照ください。

項目	対象者 (亡くなられた方)	<input checked="" type="checkbox"/>	掲載ページ 項目番号	手続き窓口 (フロア案内 P58 ~ 60)	完了日
医療保険	国民健康保険の加入者	<input type="checkbox"/>	P15 1	国保・年金課 2階	/
	後期高齢者医療制度の加入者	<input type="checkbox"/>	P16 2	福祉医療課 1階	/
	社会保険・共済組合等の加入者	<input type="checkbox"/>	P16 3	市役所以外	/
年金	国民年金や厚生年金などの受給者、 加入者	<input type="checkbox"/>	P17 4 5 6	国保・年金課 市役所以外 1階	/
	農業者年金の受給者、加入者	<input type="checkbox"/>	P18 7	農業委員会事務局 13階	/
	議員年金の受給者、加入者	<input type="checkbox"/>	P18 8	議会総務課 4階	/
	恩給の受給者	<input type="checkbox"/>	P18 9	市役所以外	/
	共済年金の受給者、加入者	<input type="checkbox"/>	P18 10		/
	国民年金基金の受給者、加入者	<input type="checkbox"/>	P18 11		/
	企業年金の受給者、加入者	<input type="checkbox"/>	P18 12		/
	印鑑登録・マイナンバー・旅券	印鑑登録証をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	P19 13	市民課 1階
マイナンバーカード又は通知カード をお持ちの方		<input type="checkbox"/>	P19 14 15	/	
住民基本台帳カードをお持ちの方		<input type="checkbox"/>	P19 16	/	
パスポートをお持ちの方		<input type="checkbox"/>	P19 17	/	
介護	65歳以上の方	<input type="checkbox"/>	P20 18	介護保険課 2階	/
	要介護認定を受けている方	<input type="checkbox"/>	P20 18		/

項目	対象者 (亡くなられた方)	<input checked="" type="checkbox"/>	掲載ページ 項目番号	手続き窓口 (フロア案内 P58 ~ 60)	完了日
税金	市・県民税が課税されている方	<input type="checkbox"/>	P21 19	市民税課	3階 /
	原動機付自転車、小型特殊自動車の所有者	<input type="checkbox"/>	P21 20	税制課	3階 /
	固定資産の所有者	<input type="checkbox"/>	P22 21	資産税課	3階 /
	共有名義の固定資産の共有代表者	<input type="checkbox"/>	P22 22		
	未登記家屋の所有者	<input type="checkbox"/>	P22 23		
	市税に未納がある方	<input type="checkbox"/>	P23 24	納税課	3階 /
	市税を口座振替で納付している方	<input type="checkbox"/>	P23 25		
障がい福祉	身体障害者手帳をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	P24 26	障がい福祉課	1階 /
	療育手帳をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	P24 27		
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	P24 28	地域保健課	保健所 /
	自立支援医療費受給者証(精神通院医療)をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	P24 29		
	自立支援医療費受給者証(更生医療)をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	P24 30	障がい福祉課	1階 /
	特別障害者手当の受給者	<input type="checkbox"/>	P25 31		
	障害児福祉手当の受給者(児童)	<input type="checkbox"/>	P25 32		
	特別児童扶養手当の受給者(保護者)	<input type="checkbox"/>	P25 33		
	福祉サービス、地域生活支援事業の受給者証をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	P25 34		
	障害者タクシー乗車券をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	P25 35		
	有料道路の割引を受けている方	<input type="checkbox"/>	P26 36		
岐阜県心身障害者扶養共済制度の加入者	<input type="checkbox"/>	P26 37			

項目	対象者 (亡くなられた方)	<input checked="" type="checkbox"/>	掲載ページ 項目番号	手続き窓口 (フロア案内 P58 ~ 60)	完了日	
高齢者	高齢者おでかけバスカードをお持ちの方	<input type="checkbox"/>	P27 38	高齢福祉課	1階	/
	シルバーカードをお持ちの方	<input type="checkbox"/>	P27 39			/
福祉	満18歳までの子どもがいる保護者	<input type="checkbox"/>	P28 40	福祉医療課	1階	/
	生活保護の受給者	<input type="checkbox"/>	P28 41	生活福祉一課・二課	3階	/
子ども	児童手当の受給者、対象児童	<input type="checkbox"/>	P29 42 43 44	子ども支援課	2階	/
	児童扶養手当の受給者、対象児童	<input type="checkbox"/>	P29 45 46			/
	小児慢性特定疾病医療の受給者	<input type="checkbox"/>	P30 47	地域保健課	保健所	/
	認可保育施設在園児の保護者	<input type="checkbox"/>	P30 48	子ども保育課	2階	/
	認可外保育施設利用児童の保護者 (施設等利用費の給付を受けている場合)	<input type="checkbox"/>	P30 49			/
	私立幼稚園在園児の保護者 (施設等利用費の給付を受けている場合)	<input type="checkbox"/>	P30 50	子ども支援課	2階	/
	公立小中学校に在学する児童生徒の 保護者	<input type="checkbox"/>	P30 51	学校安全支援課	18階	/
	放課後児童クラブを利用している児童	<input type="checkbox"/>	P30 52	社会・青少年教育課	18階	/
	放課後児童クラブを利用している 児童の保護者	<input type="checkbox"/>	P30 53			/
上下水道	上下水道の契約者	<input type="checkbox"/>	P31 54 55	上下水道 料金センター	2階	/
	井戸水を使っている下水道契約世帯 の方	<input type="checkbox"/>	P31 56			/
	下水道事業受益者負担金を納付中、 又は猶予中の方	<input type="checkbox"/>	P31 57	上下水道事業部 営業課	上下水道 事業部 庁舎	/
市営住宅	市営住宅の契約者	<input type="checkbox"/>	P31 58 59	岐阜県住宅供給公社	2階	/
	市営住宅に入居している同居親族の方	<input type="checkbox"/>	P31 60			/
家屋・浄化槽・くみとり	(ご遺族について) 家屋の所有者が亡くなり空き家となる方	<input type="checkbox"/>	P32 61	空家対策課	17階	/
	浄化槽を管理している方	<input type="checkbox"/>	P32 62	環境二課	14階	/
	し尿のくみとり世帯の方	<input type="checkbox"/>	P32 63			/

項目	対象者 (亡くなられた方)	<input checked="" type="checkbox"/>	掲載ページ 項目番号	手続き窓口 (フロア案内 P58 ~ 60)	完了日
土地	(ご遺族について) 農地の所有権、耕作権を相続された方	<input type="checkbox"/>	P32 64	農業委員会事務局 13階	/
	(ご遺族について) 相続により森林の土地の所有者となった方	<input type="checkbox"/>	P32 65	農林課 13階	/
	区画整理施行区域内に土地を 所有している方	<input type="checkbox"/>	P32 66	(鷺山中洙地区) 区画整理課 15階	/
(加納・茶所地区) 鉄道高架推進課				加納・茶所統合駅 周辺整備 事務所 /	
市営墓地	(ご遺族について) 新たに市営墓地を使用したい方	<input type="checkbox"/>	P33 67	市民生活政策課 9階	/
	市営墓地を使用している方	<input type="checkbox"/>	P33 68		/
	(ご遺族について) 市営墓地の使用者で納骨する方	<input type="checkbox"/>	P34 69		/
その他	特定医療費(指定難病)受給者証、 特定疾患医療受給者証をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	P34 70	地域保健課 保健所	/
	犬を所有している方	<input type="checkbox"/>	P34 71	生活衛生課 保健所	/
	特定動物飼養許可を受けている方	<input type="checkbox"/>	P34 72		/
	市道や水路の占用許可を受けている方	<input type="checkbox"/>	P34 73	土木管理課 16階	/
	指定文化財の所有者	<input type="checkbox"/>	P35 74	文化財保護課 10階	/
	図書の貸出を受けている方	<input type="checkbox"/>	P35 75	中央図書館	メディア コスモス /
	犯罪による被害にあわれた方	<input type="checkbox"/>	P35 76	地域安全推進課 9階	/
	医療関係者	<input type="checkbox"/>	P35 77	保健医療課 保健所	/
	病院、診療所、薬局等の各種事業所を 営んでいる方	<input type="checkbox"/>	P36 78 79		/
	理容所、美容所、クリーニング所等の 営業許可を受けている方	<input type="checkbox"/>	P36 80	生活衛生課 保健所	/
	飲食店など食品関連の営業許可を 受けている、又は届出されている方	<input type="checkbox"/>	P37 81	食品衛生課 保健所	/
	寄附を考えている方 (元気なぎふ応援寄附金)	<input type="checkbox"/>	P37 82	市民協働推進政策課 13階	/

(2) 市役所で行う手続きの概要

医療保険				
項目	対象者 (亡くなられた方)	主な手続き	概要	手続き窓口
国民健康保険	1. 国民健康保険に加入している方	葬祭費の請求	<p>必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の被保険者証 <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し <input type="checkbox"/> 会葬礼状、又は葬祭費用の領収書 (亡くなられた方、葬祭執行者それぞれの氏名(フルネーム)が記載されたもの) <input type="checkbox"/> 葬祭執行者の振込口座が分かるもの (預金通帳等) <input type="checkbox"/> 葬祭執行者の印鑑(認印) <input type="checkbox"/> 葬祭執行者のマイナンバー(個人番号)が分かるもの <input type="checkbox"/> 手続きをする方の本人確認ができるもの (運転免許証等) 	<p>国保・年金課 給付係 市庁舎2階</p> <p>(058) 214-2083</p> <p>市内7事務所 (P61 参照)</p>
		被保険者証の返還	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 葬祭執行者と別世帯の方が、手続きを行う場合は委任状が必要です。 ◆ 他の健康保険組合等から葬祭費等が支給される場合は、支給されません。 ◆ 死亡の原因が、交通事故など第三者の行為によるものは、支給されない場合がありますので、まずは、右記窓口にお尋ねください。 <p>期限</p> <p>請求期限は、葬祭を行った日の翌日から2年間</p>	
		国民健康保険料の精算	<p>被保険者の死亡に伴い保険料賦課額に変更が生じる場合は、死亡の届出をされた翌月中旬に世帯主または、親族あてに保険料変更通知を送ります。</p> <p>あらかじめ、保険料の精算を希望する方は、右記窓口にお尋ねください。</p>	<p>国保・年金課 保険料係 市庁舎2階</p> <p>(058) 214-4315</p>
		送付先変更届	<p>亡くなられた方の住所に郵便物を受け取る人がいない場合や、施設入所をされている場合などは、送付先変更届を提出してください。</p> <p>必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 手続きをする方の本人確認ができるもの (運転免許証等) <p>※ 亡くなられた方との関係がわかるものをご提出いただく場合があります。</p> <p>期限</p> <p>おはやめに</p>	<p>国保・年金課 保険料係 市庁舎2階</p> <p>(058) 214-4315</p> <p>市内7事務所 (P61 参照)</p>

医療保険				
項目	対象者 (亡くなられた方)	主な手続き	概要	手続き窓口
後期高齢者医療	2. 後期高齢者医療制度に加入している方	葬祭費の請求 被保険者証の返還	<p>必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>亡くなられた方の被保険者証 <input type="checkbox"/>会葬礼状、又は葬祭費用の領収書 (亡くなられた方、葬祭執行者それぞれの氏名(フルネーム)が記載されたもの) <input type="checkbox"/>葬祭執行者の振込口座が分かるもの (預金通帳等) <p>期限</p> <p>請求期限は、葬祭を行った日の翌日から2年間</p>	<p>福祉医療課 後期高齢者医療係 市庁舎1階</p> <p>(058) 214-2128</p> <p>市内7事務所 (P61 参照)</p>
		後期高齢者医療保険料の精算	<p>被保険者の死亡によって後期高齢者医療保険料の変更が生じる場合は、保険料決定通知書を送ります。 それに伴い、保険料の追徴や還付が生じる方には手続きのための書類を保険料決定通知書とともに送ります。</p>	<p>福祉医療課 後期高齢者医療係 市庁舎1階</p> <p>(058) 214-2128</p>
		送付先変更届	<p>亡くなられた方の住所に郵便物を受け取る人がいない場合や、送付先を施設に設定している場合は、送付先変更届書を提出してください。</p> <p>必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>手続きをする方の本人確認ができるもの (運転免許証等) <p>期限</p> <p>おはやめに</p>	<p>福祉医療課 後期高齢者医療係 市庁舎1階</p> <p>(058) 214-2128</p> <p>市内7事務所 (P61 参照)</p>
その他	3. 社会保険・共済組合等に加入している方	各々の勤務先や健康保険組合等の窓口へ直接お尋ねください。		

年金				
項目	対象者 (亡くなられた方)	主な手続き	概要	手続き窓口
公的年金	4. 国民年金、 厚生年金などの 公的年金を受給 している方	未支給年金 の請求	<p>必要なもの</p> <input type="checkbox"/> 請求者の本人確認ができるもの (運転免許証等) <input type="checkbox"/> 請求者の預金通帳 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書 <input type="checkbox"/> 請求者と亡くなられた方の関係が分かる 戸籍謄本等	<p>日本年金機構 岐阜北年金事務所 ☎ (058) 294-6364</p> <p>予約受付専用電話 (ナビダイヤル) (0570) 05-4890</p> <p>国保・年金課 年金係 市庁舎 1 階 (058) 214-2086</p> <p>亡くなられた方が、 次の年金のみの 受給者の場合は、 国保年金課でも 受付をします。 遺族基礎年金、 障害基礎年金、 寡婦年金</p>
		死亡の届出	<p>期限</p> <p>死亡日の翌日から 5 年以内</p> <p>亡くなられた方のマイナンバーが、 日本年金機構に登録されている場合、原則、 手続きは不要です。 まずは、右記窓口にお尋ねください。</p>	<p>日本年金機構 岐阜北年金事務所 ☎ (058) 294-6364</p> <p>予約受付専用電話 (ナビダイヤル) (0570) 05-4890</p>
国民年金	5. 国民年金を 受給している方 の満18歳までの 子どもなど	遺族基礎年金 の請求	<p>必要なもの</p> <input type="checkbox"/> 請求者の本人確認ができるもの (運転免許証等) <input type="checkbox"/> 請求者の預金通帳 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書、又は 年金手帳、基礎年金番号通知書 <input type="checkbox"/> 請求者と亡くなられた方の関係が分かる 戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し (死亡一時金の請求には、不要です。)	<p>国保・年金課 年金係 市庁舎 1 階 (058) 214-2086</p> <p>◆国民年金以外の 年金の加入履歴に より、日本年金機 構岐阜北年金事務 所や各共済組合が 手続き窓口となる 場合があります。</p>
	国民年金に 加入している、 又は 加入歴のある方 の配偶者など	寡婦年金の 請求 死亡一時金 の請求	<p>◆受給資格要件の確認や、上記以外の書類 が必要な場合もありますので、まずは、 右記窓口にお尋ねください。</p> <p>期限</p> <p>死亡一時金は、死亡日の翌日から 2 年以内。 それ以外は死亡日の翌日から 5 年以内。</p>	<p>日本年金機構 岐阜北年金事務所 (058) 294-6364</p> <p>予約受付専用電話 (ナビダイヤル) (0570) 05-4890</p>

年金				
項目	対象者 (亡くなられた方)	主な手続き	概要	手続き窓口
厚生年金	<p>6. 厚生年金を受給している方の配偶者など</p> <p>厚生年金に加入している、又は加入歴のある方の満18歳までの子どもなど</p>	<p>遺族厚生年金の請求</p> <p>遺族基礎年金の請求</p>	<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>年金証書、又は年金手帳など</p> <p>◆請求に係る相談は、予約制になっておりますので、右記窓口にお尋ねください。</p> <p>期限</p> <p>死亡日の翌日から5年以内</p>	<p>日本年金機構 岐阜北年金事務所 (058) 294-6364</p> <p>予約受付専用電話 (ナビダイヤル) (0570) 05-4890</p>
農業者年金	<p>7. 農業者年金を受給している方</p> <p>農業者年金に加入している、又は加入歴のある方</p>	<p>死亡の届出未支給年金・死亡一時金の請求</p>	<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>農業者年金被保険者証(被保険者)</p> <p><input type="checkbox"/>農業者年金証書(受給権者)</p> <p><input type="checkbox"/>死亡日を明らかにすることができる戸籍の謄本や住民票の写し等</p> <p>《未支給又は一時金を請求する場合》</p> <p><input type="checkbox"/>亡くなられた方と請求者との続柄を確認できる戸籍の謄本等</p> <p><input type="checkbox"/>受給権者の死亡当時、請求者が受給権者と生計を同じくしていたことがわかる書類(同一生計証明や住民票の写し等)</p> <p>期限</p> <p>亡くなられた日から10日以内</p>	<p>農業委員会事務局 管理係 市庁舎13階 (058) 214-2073</p> <p>◆手続きはJAぎふ各支店で行います。</p>
項目	対象者 (亡くなられた方)	手続き窓口		
議員年金	<p>8. 議員年金受給者・遺族年金受給者</p>	<p>元議員の方が所属されていた議会の事務局へお尋ねください。</p> <p>◆岐阜市議会に所属されていた場合 議会総務課 市庁舎4階 (058)265-3890</p>		
恩給	<p>9. 恩給を受給している方</p>	<p>総務省恩給相談室へ直接お尋ねください。 (03)5273-1400</p>		
共済年金	<p>10. 共済年金を受給している方 共済組合に加入している、 又は加入歴のある方</p>	<p>各々の共済組合へ直接お尋ねください。</p>		
国民年金基金	<p>11. 国民年金基金を受給している方 国民年金基金に加入している、 又は加入歴のある方</p>	<p>全国国民年金基金 岐阜支部へ直接お尋ねください。 (0120)65-4192</p>		
企業年金	<p>12. 企業年金を受給している方 企業年金に加入している、 又は加入歴のある方</p>	<p>企業年金連合会へ直接お尋ねください。 (0570)02-2666</p>		

印鑑登録・マイナンバー・旅券

項目	対象者 (亡くなられた方)	主な手続き	概要	手続き窓口
印鑑登録	13. 印鑑登録をしている方	印鑑登録証 (ぎふ市民 カード又は 印鑑登録手帳) の返納	<p>必要なもの</p> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証 (ぎふ市民カード又は印鑑登録手帳)	
	14. マイナンバー カードをお持ち の方	返納不要 ◆死亡と同時に カードの 機能は失効 します。	<p>相続等の手続きにマイナンバー(個人番号) が必要になる場合がありますので、必要な 手続きの後に廃棄してください。</p> <p>なお、亡くなられた方のマイナンバー入り の住民票(除票)を取得することは、できま せん。</p>	<p>市民課 市庁舎1階 印鑑登録 (058) 214-2859</p> <p>マイナンバー カード・住民 基本台帳カード (058) 214-7553</p>
	15. 個人番号通知 カードをお持ち の方	返納不要	同上	市内7事務所 (P61 参照)
マイナンバーカード	16. 住民基本台帳 カードをお持ち の方	返納不要 ◆死亡同時に カードの 機能は失効 します。	—	
	17. パスポートを お持ちの方	パスポート の返納	<p>必要なもの</p> <input type="checkbox"/> 有効期間内のパスポート <input type="checkbox"/> 死亡が確認できる戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 返納に来られる方の本人確認ができるもの(運転免許証等)	<p>市民課 市庁舎1階 旅券担当 (058) 214-2861</p>
旅券			<p>期限</p> <p>なし</p>	

介護保険

項目	対象者 (亡くなられた方)	主な手続き	概要	手続き窓口
介護保険	18. 65歳以上の方、 又は要介護認定 を受けている方	介護保険被 保険者証等 の返還	<p style="text-align: center;">必要なもの</p> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険負担割合証 (お持ちの方) <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険負担限度額 認定証(お持ちの方) <p>◆介護サービスを受けていた被保険者が亡 くなられた場合は、利用していた介護 サービスの精算が終わってから返還して ください。</p> <p style="text-align: center;">期限</p> なし	介護保険課 保険料係 市庁舎 2 階 (058) 214-2091 給付係 (058) 214-2092 市内7事務所 (P61 参照)
		介護保険料 の精算	介護サービスの利用の有無にかかわらず、 介護保険料の精算が必要な場合があります。 必要な方には、後日、精算手続きのための 書類をお送りします。	介護保険課 保険料係 市庁舎 2 階 (058) 214-2091
		送付先変更 届	亡くなられた方の住所に郵便物を受け取る 人がいない場合や、送付先を施設に設定し ている場合は、送付先変更届書を提出して ください。 <p style="text-align: center;">必要なもの</p> <input type="checkbox"/> 手続きをする方の本人確認ができるもの (運転免許証等) <p style="text-align: center;">期限</p> おはやめに	介護保険課 保険料係 市庁舎 2 階 (058) 214-2091 市内7事務所 (P61 参照)

市税

亡くなられた方に、次の市税が課税されている場合は、正式な相続が終了するまでの間、法定相続人になりうる方の中から代表者を決めていただき、税務各課の窓口へ届け出てください。

< 法定相続人の範囲 >

配偶者

第1順位・・・子(子が死亡している場合は孫)

第2順位・・・子、孫がない場合は、父母(父母が死亡している場合は祖父母)

第3順位・・・子、孫や父母、祖父母がない場合は、兄弟姉妹
(兄弟姉妹が死亡している場合は、甥姪)

項目	対象者 (亡くなられた方)	主な手続き	概要	手続き窓口
市・県民税	19. 市・県民税が課税されている方	相続人の代表者の届出	<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>相続人の代表者の本人確認ができるもの(運転免許証等)</p> <p>◆市・県民税の未納分がある場合は、代表者の方に、納税通知書をお送りします。</p> <p>期限</p> <p>おはやめに</p>	市民税課 個人1係～3係 管理係 市庁舎3階 (058) 214-2063
軽自動車税(種別割)	20. 原動機付自転車、小型特殊自動車(岐阜市ナンバー)を所有している方	廃車の手続き	<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>相続人の代表者の本人確認ができるもの(運転免許証等)</p> <p><input type="checkbox"/>標識交付証明書</p> <p><input type="checkbox"/>ナンバープレート</p> <p>期限</p> <p>おはやめに</p>	税制課 諸税係 市庁舎3階 (058) 265-3908
		名義変更	<p>岐阜市民の方が、新しい所有者(新名義人)となる場合は、廃車の手続きと同時に名義変更の手続きを行います。 詳細は税制課へお問い合わせください。</p> <p>岐阜市民以外の方が、新名義人となる場合は、岐阜市で廃車の手続きを行った後、住所地の市町村で、名義変更の手続きを行ってください。</p> <p>◆毎年4月1日現在の所有者(名義人)に課税されます。</p> <p>期限</p> <p>おはやめに</p>	

市税

項目	対象者 (亡くなられた方)	主な手続き	概要	手続き窓口
固定資産税	21. 固定資産を 所有している方	相続人の 代表者の届出	<p>必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 納税通知書 <input type="checkbox"/> 相続人の代表者の本人確認ができるもの (運転免許証等) <p>期限</p> <p>おはやめに</p>	資産税課 管理係 市庁舎 3 階 (058) 214-2056
	22. 共有名義の 固定資産の 共有代表者の方	共有筆頭者 変更の届出	<p>必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 新たに代表者となる方の本人確認が できるもの(運転免許証等) <p>期限</p> <p>おはやめに ※ 21 を提出した場合は不要</p>	
	23. 未登記家屋を 所有している方	未登記家屋 の納税義務 者の変更	<p>必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 相続を証明する次のいずれかの書類 (写し可) <ol style="list-style-type: none"> ① 遺産分割協議書及び相続人全員の印鑑 証明書 ② 遺言書(公正証書又は裁判所の検認を 受けたもの) ③ 調停調書、審判書等の所有権が証明さ れる書類 <p>上記の相続を証明する書類がない場合は、 法務局から交付された法定相続情報一覧 図、又は次の 2 点の書類が必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 亡くなられた方の死亡年月日が記載 されている戸籍(除籍)謄本 ② 新納税義務者との相続関係が確認でき る書類(戸籍謄本等) <p>◆書類は、原本を提示の場合、確認後に返 却します。</p> <p>◆登記物件の相続手続きは、P44 をご覧く ださい。</p> <p>期限</p> <p>12 月末日までに申請された場合、翌年の 4 月から納税義務者が新しくなります。</p>	

市税				
項目	対象者 (亡くなられた方)	主な手続き	概要	手続き窓口
納税	24. 市税に 未納のある方	未納となっている市税の納付の手続き	<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 納税通知書、又は領収書</p> <p>◆同一世帯以外の相続人が納付手続きを行う場合は、相続関係が確認できる書類(戸籍謄本等)が必要です。</p> <p>期限</p> <p>なし</p>	納税課 徴収1係～4係、 特別整理係 市庁舎3階 (058) 214-2096 2097 (058) 214-2452 2453
	25. 市税を口座振替 で納付されている方	口座振替の変更・解約	納税義務者本人または口座振替をされている方が亡くなられ口座振替ができない(できなくなる)場合、市税口座振替登録の変更または解約の手続きをしていただきます。 詳しくは、右記窓口にお尋ねください。	納税課 管理・収納係 (口座振替) (058) 214-3626

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

障がい福祉

項目	対象者 (亡くなられた方)	主な手続き	概要	手続き窓口
障がい福祉	26. 身体障害者手帳 をお持ちの方	手帳の返還	<p>必要なもの</p> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳	<p>障がい福祉課 給付係 市庁舎 1 階 (058) 214-2135</p> <p>市内 7 事務所 (P61 参照)</p>
	27. 療育手帳を お持ちの方	手帳の返還	<p>必要なもの</p> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の療育手帳	<p>障がい福祉課 給付係 市庁舎 1 階 (058) 214-2135</p> <p>西部事務所 東部事務所 北部事務所 南部東事務所 日光事務所 柳津地域事務所 (P61 参照)</p>
	28. 精神障害者保健 福祉手帳を お持ちの方	手帳の返還	<p>必要なもの</p> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の 精神障害者保健福祉手帳	<p>地域保健課 管理係 保健所 1 階 都通 2-19 (058) 252-7191</p> <p>中保健センター (058) 214-6630</p>
	29. 自立支援医療費 受給者証 (精神通院医療) をお持ちの方	受給者証の 返還	<p>必要なもの</p> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の 自立支援医療費受給者証(精神通院医療)	<p>南保健センター (058) 271-8010</p> <p>北保健センター (058) 232-7681</p>
	30. 自立支援医療費 受給者証 (更生医療) をお持ちの方	受給者証の 返還	<p>必要なもの</p> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の 自立支援医療費受給者証(更生医療)	<p>障がい福祉課 給付係 市庁舎 1 階 (058) 214-2135</p> <p>柳津地域事務所 (058) 387-0111</p>

障がい福祉

項目	対象者 (亡くなられた方)	主な手続き	概要	手続き窓口
障がい福祉	31. 特別障害者手当を受給している方	未支給分の請求	<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>配偶者又は扶養義務者で受給者と生計を同じくしていた方の振込口座が分かるもの(預金通帳等)</p> <p>期限</p> <p>2年</p>	障がい福祉課 給付係 市庁舎1階 (058) 214-2135 西部事務所 東部事務所 北部事務所 南部東事務所 日光事務所 柳津地域事務所 (P61参照)
	32. 障害児福祉手当を受給している児童の方	未支給分の請求	<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>保護者の方の振込口座が分かるもの(預金通帳等)</p> <p>期限</p> <p>2年</p>	
	33. 特別児童扶養手当を受給している保護者の方	受給者の変更	申請状況などにより必要なものが変わりますので、障がい福祉課給付係へお問い合わせください。	
	34. 福祉サービス、地域生活支援事業の受給者証をお持ちの方	受給者証の返還	<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>亡くなられた方の受給者証</p> <p>期限</p> <p>なし</p>	障がい福祉課 支援係 市庁舎1階 (058) 214-2137 西部事務所 東部事務所 北部事務所 南部東事務所 日光事務所 柳津地域事務所 (P61参照)
	35. 障害者タクシー乗車券をお持ちの方	障害者タクシー乗車券の返還	<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>亡くなられた方の障害者タクシー乗車券</p> <p>期限</p> <p>なし</p>	障がい福祉課 給付係 市庁舎1階 (058) 214-2135 西部事務所 東部事務所 北部事務所 南部東事務所 日光事務所 柳津地域事務所 (P61参照)

障がい福祉

項目	対象者 (亡くなられた方)	主な手続き	概要	手続き窓口
障がい福祉	36. 有料道路の割引を受けている方	利用の停止	<p>身体障害者手帳、又は療育手帳の返還時に利用停止の手続きを行います。</p> <p>期限 なし</p>	<p>障がい福祉課 給付係 市庁舎 1 階 (058) 214-2135</p> <p>西部事務所 東部事務所 北部事務所 南部東事務所 日光事務所 柳津地域事務所 (P61 参照)</p>
		障がい者の保護者が亡くなられた場合 年金の請求	<p>必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>保護者の死亡診断書の写し <input type="checkbox"/>保護者の死亡日が記載された住民票 <input type="checkbox"/>障がい者の住民票 <input type="checkbox"/>振込口座が分かるもの(預金通帳等) <input type="checkbox"/>加入証書・口座追加証書 <input type="checkbox"/>年金管理者を置く場合は、年金管理者の住民票 <p>期限 なし</p>	
		年金を未受給の障がい者の方が亡くなられた場合 弔慰金の請求	<p>必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>保護者の住民票 <input type="checkbox"/>障がい者の死亡日が記載された住民票 <input type="checkbox"/>振込口座が分かるもの(預金通帳等) <input type="checkbox"/>加入証書・口座追加証書 <p>期限 なし</p>	<p>障がい福祉課 給付係 市庁舎 1 階 (058) 214-2135</p>
	年金を受給中の障がい者の方が亡くなられた場合 受給の停止	<p>受給者が、県内に居住の場合は、居住地の市町村が、受給停止の手続きを行います。 県外に居住の場合は、受給者の死亡日が記載された住民票を、提出してください。</p> <p>期限 なし</p>		

高齢者

項目	対象者 (亡くなられた方)	主な手続き	概要	手続き窓口
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">高齢者向けサービス</p>	<p>38. 高齢者おでかけバスカードをお持ちの方</p>	<p>カードの返還 残額の払戻し</p>	<p>【①残額の払戻しを受ける場合】</p> <p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>返還するカード <input type="checkbox"/>手続きをする方の本人確認ができるもの (運転免許証等)</p> <p>◆払戻しには、210円の手数料が必要です。 ◆なお、カードを紛失・破損した場合は、高齢福祉課にて、再発行の手続きが必要となりますので、お尋ねください。 ◆再発行には、1,030円の手数料が必要です。</p> <p>期限</p> <p>なし (10年間使用がないものについては失効となります)</p> <p>【②残額の払戻しを受けない場合】</p> <p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>返還するカード</p> <p>◆残額の確認は、①②にかかわらず、右記窓口で行いますので、カードを持参しお越しください。</p> <p>期限</p> <p>なし</p>	<p>①残額の払戻しを受ける場合</p> <p>◇岐阜バスターミナル (名鉄岐阜駅)</p> <p>◇岐阜バス JR岐阜案内所 (JR岐阜駅)</p> <p>◇岐阜バスの 岐南・岐阜西・柿ヶ瀬・高富の各営業所</p> <p>②残額の払戻しを受けない場合</p> <p>高齢福祉課 生きがい対策係 市庁舎1階 (058) 214-2173</p> <p>市内7事務所 (P61参照)</p>
	<p>39. シルバーカードをお持ちの方</p>	<p>カードの返還</p>	<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>返還するカード</p> <p>◆ご遺族にて破棄していただいても構いません。</p> <p>期限</p> <p>なし</p>	<p>高齢福祉課 生きがい対策係 市庁舎1階 (058) 214-2173</p> <p>市内7事務所 (P61参照)</p>

福祉医療

項目	対象者 (亡くなられた方)	主な手続き	概要	手続き窓口
福祉医療	<p>40. 満 18 歳までの子どもがいる保護者の方</p> <p>(満 18 歳に達する日以降の 3 月 31 日までの間の子がいる方)</p>	福祉医療費受給者証(ひとり親家庭等)の交付申請	<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>保護者及び子どもの健康保険証</p> <p>◆ひとり親になった保護者の遺族年金などの収入状況により、必要な書類や手続きが異なりますので、右記窓口にお尋ねください。</p> <p>期限</p> <p>亡くなられた日の翌日から 30 日以内(30 日を超えると適用できない期間が発生します)</p>	福祉医療課 福祉医療係 市庁舎 1 階 (058) 214-2127

生活保護

項目	対象者 (亡くなられた方)	主な手続き	概要	手続き窓口
生活保護	<p>41. 生活保護を受給している方</p>	葬祭扶助の手続き	<p>すみやかに右記窓口にご連絡ください。一定の基準により葬祭に必要な扶助が行われる場合がございます。</p> <p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>死亡診断書の写し</p> <p>期限</p> <p>すみやかに</p>	生活福祉一課・生活福祉二課 市庁舎 3 階 (058) 214-2448 (058) 214-2156 ～ 2164

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

子ども				
項目	対象者 (亡くなられた方)	主な手続き	概要	手続き窓口
児童手当	42. 児童手当を受給している保護者の方	未支払い分の児童手当の請求	<p>持ちもの</p> <input type="checkbox"/> 請求する児童名義の振込口座が分かるもの(預金通帳等)	<p>子ども支援課 給付係 市庁舎 2 階 (058) 214-2146</p>
	43. (ご遺族について) 新たに子どもの養育者となる方	児童手当の認定請求	<p>必要なもの</p> <input type="checkbox"/> 養育者の振込口座が分かるもの(預金通帳等) <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> マイナンバーの分かるもの(マイナンバーカード、通知カードなど)	
	44. 児童手当の対象児童(18歳の誕生日後の最初の3月31日までの算定児童を含む)	額改定届出書又は受給事由消滅届	<p>期限</p> <p>おはやめに</p>	
児童扶養手当	45. 児童扶養手当を受給している方	未支払い分の児童扶養手当の請求	<p>必要なもの</p> <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 請求する児童名義の振込口座の分かるもの(預金通帳等) <input type="checkbox"/> 受給者の死亡日が記載された戸籍謄本(抄本)又は死亡診断書の写し	
	46. 児童扶養手当の対象児童	児童扶養手当額改定又は資格喪失の届	<p>期限</p> <p>おはやめに</p>	

子ども				
項目	対象者 (亡くなられた方)	主な手続き	概要	手続き窓口
特定疾病	47. 小児慢性特定疾病医療を受給している方	受給者証の返還	<p>持ちもの</p> <p><input type="checkbox"/>亡くなられた方の受給者証</p> <p>期限</p> <p>おはやめに</p>	地域保健課 管理係 保健所1階 (058) 252-7191
保育園・保育所等	48. 認可保育施設(公立保育所、私立保育園、認定こども園等)に在園する子どもの保護者の方	認定状況の変更の届出	<p>子どもが在園する保育施設での手続きとなります。</p> <p>事前に、右記窓口にお尋ねください。</p> <p>期限</p> <p>判明次第、すみやかに</p>	子ども保育課 入所係 市庁舎2階 (058) 214-2143 又は 在園中の保育施設
	49. 認可外保育施設を利用している子どもの保護者の方(施設等利用費の給付を受けている場合)			
幼稚園	50. 私立幼稚園に在園する園児の保護者の方(施設等利用費の給付を受けている場合)	認定状況の変更の届出	<p>子どもが通園する幼稚園での手続きとなります。</p> <p>事前に、右記窓口にお尋ねください。</p> <p>期限</p> <p>おはやめに</p>	子ども支援課 管理係 市庁舎2階 (058) 214-2398 又は 在園中の幼稚園
就学援助	51. 公立小中学校に在学する児童生徒の保護者の方	就学援助の申請	<p>児童生徒が通学する小中学校での手続きとなります。</p> <p>◆受給にあたっては、所得要件などがありますので、事前に、右記窓口にお尋ねください。</p> <p>期限</p> <p>おはやめに</p>	教育委員会 学校安全支援課 (相談窓口) 市庁舎18階 (058) 214-2316 又は 各小中学校 (相談・申請窓口)
放課後児童クラブ	52. 放課後児童クラブを利用している児童	退会手続き	<p>事前に、右記窓口にお尋ねください。</p> <p>期限</p>	社会・青少年教育課 放課後児童クラブ係 市庁舎18階 (058) 214-2368
	53. 放課後児童クラブを利用している児童の保護者の方	児童調査書の変更の届出	<p>なし (ただし、可能な限り早めにお手続きください。)</p>	

その他(ライフライン・住居など)				
項目	対象者 (亡くなられた方)	主な手続き	概要	手続き窓口
上下水道	54. 契約者本人が亡くなり、上下水道の使用が不要な方	閉栓手続き	閉栓(使用終了)手続きが必要です。 右記窓口にお尋ねください。 期限 おはやめに	上下水道料金センター 市庁舎 2階 (058) 266-8835
	55. (ご遺族について) 契約者本人が亡くなり、引き続き上下水道を使用される方	名義変更	契約者(使用者)の名義変更の手続きが必要です。 右記窓口にお尋ねください。 期限 おはやめに	
	56. (ご遺族について) 井戸水を使って下水道契約をされている世帯 (※井戸メーターが設置されていない場合)	世帯人数の変更手続き	井戸水を使って、下水道契約をされている世帯については、世帯の人数で下水放流量を認定し、料金を算定していることから、世帯人数の変更手続きが必要です。 右記窓口にお尋ねください。 期限 おはやめに	
下水道	57. 下水道事業受益者負担金を納付中、又は猶予中の方	受益者の変更の届出 納付代理人の登録 引落口座の変更	受益者の変更や納付代理人の登録、引落口座の変更といった手続きが必要となります。 右記窓口にお尋ねください。 期限 おはやめに	上下水道事業部 営業課 負担金・普及係 上下水道事業部 庁舎 3階 祈年町 4-1 (058) 259-7520
市営住宅	58. 契約者本人が亡くなり、市営住宅を退去される方	退去の手続き	退去の手続きが必要です。 右記窓口にお尋ねください。 期限 すみやかに	岐阜県住宅供給公社 岐阜事務所 市庁舎 2階 (058) 265-3900
	59. (ご遺族について) 契約者本人が亡くなり、引き続き市営住宅に入居される世帯	入居承継の手続き	承継の手続きが必要です。 右記窓口にお尋ねください。 期限 すみやかに	
	60. (ご遺族について) 市営住宅に入居している同居親族が亡くなられた方	同居者異動の手続き	同居者異動の手続きが必要です。 右記窓口にお尋ねください。 期限 すみやかに	

その他(ライフライン・住居など)

項目	対象者 (亡くなられた方)	主な手続き	概要	手続き窓口
空き家	61. (ご遺族について) 家屋の所有者が 亡くなり空き家 となる方	空き家の 適切な管理	空き家は相続される方が適切に管理して ください。 空き家に関する相談は、右記窓口 にお尋ねください。 期限 なし	空き家総合窓口 (空家対策課) 市庁舎 17 階 (058) 214-2258
浄化槽	62. 浄化槽を管理 している方	浄化槽管理者 の変更	届け出をしてください。 期限 変更の日から 30 日以内	環境二課 浄化槽係 市庁舎 14 階 (058) 214-2154
		浄化槽の 使用休止	浄化槽の使用を休止する場合の手続きを お知らせしますので、右記窓口にお尋ね ください。 期限 なし	
くみとり	63. し尿のくみとり 世帯の方	次の手続きについて、右記窓口にお尋ねください。(電話可) ◇くみとりの必要がなくなった場合は、くみとりの中止 ◇手数料の納付者が変更となる場合は、名義の変更 ◇定額制の手数料の場合は、使用人数の変更 期限 なし	環境二課 環境衛生係 市庁舎 14 階 (058) 214-2419	
農地	64. (ご遺族について) 農地の所有権 もしくは耕作権 を相続された方	農地法第3条 の3の規定に よる届出	必要なもの <input type="checkbox"/> 登記簿謄本や遺産分割協議書など、 相続が確認できる書類の写し 期限 相続してから10か月以内	農業委員会事務局 市庁舎 13 階 (058) 214-2074
森林	65. (ご遺族について) 相続により森林 の土地の所有者 となった方	森林の土地 所有者の届出	届け出をする必要があります。 右記窓口にお尋ねください。 期限 相続開始の日から 90 日以内	農林課 市庁舎 13 階 (058) 214-2079
区域 区内 画の 整理 土地	66. 区画整理施行 区域内に土地を 所有している方	相続に伴う名義変更等の手続きが必要な場合があります。 各々の土地区画整理事業の施行者、又は右記窓口にお尋ね ください。 期限 相続手続きが済み次第、すみやかに	(鷺山中洙地区) 区画整理課 市庁舎 15 階 (058) 214-4689 (加納・茶所地区) 鉄道高架推進課 加納・茶所統合駅 周辺整備事務所 (058) 214-8350	

その他(ライフライン・住居など)

項目	対象者 (亡くなられた方)	主な手続き	概要	手続き窓口
市営墓地	<p>67. (ご遺族について) 新たに市営墓地を使用したい方</p>	<p>新規申込 募集期間内に申し込んでいただき、抽選で使用者を決定します。</p>	<p>必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 死亡者の埋火葬許可証 (改葬の場合は埋蔵証明書) <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票 <input type="checkbox"/> 申請者と死亡者の関係が確認できる戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 63円切手・94円切手 各1枚 <p>応募できる方</p> <p>次の条件を全て満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 岐阜市に住所を有する方 ② 埋蔵する焼骨のある方(分骨のみの方は対象になりません) ③ 同一世帯内で市営墓地を使用していない方 ④ 6か月以内に墓石を建立できる方 <p>募集する墓地・募集時期(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 加納穴釜墓地 (6月) (岐阜市加納堀田町 2-11-1) ◆ 上加納山墓地 (11月) (岐阜市上加納山 4717-4) ◆ 大洞墓地 (6月、11月) (岐阜市大洞 2-324) <p>※募集時期については、変更する可能性がありますので、詳しくは右記窓口にお尋ねください。</p>	<p>市民生活政策課 総務・市営墓地係 市庁舎9階 (058) 214-2176</p>
	<p>68. 市営墓地を使用している方</p> <p>(承継や返還の内容により、添付書類は変わりますので、あらかじめ右記窓口にお尋ねください)</p>	<p>墓地使用者の承継</p> <p>※墓じまいする場合</p> <p>墓地の返還 (墓石の撤去、返還届の提出)</p>	<p>必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 現使用者(亡くなられた方)と承継する人の関係が確認できる戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 承継する人の住民票 <input type="checkbox"/> 岐阜市墓地使用承認証 <p>期限</p> <p>墓地を承継する人が決まり次第</p> <p>※墓地使用者の承継が必要な場合は、上記使用者承継の手続き後</p> <p>【墓碑の撤去工事(原状復旧)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 工事の前に、工事施行の届出が必要です。 <p>【返還届】</p> <p>必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 岐阜市墓地使用承認証 <p>期限</p> <p>撤去工事が終わり次第</p>	


その他(ライフライン・住居など)

項目	対象者 (亡くなられた方)	主な手続き	概要	手続き窓口
市営墓地	69. (ご遺族について) 市営墓地の利用者で納骨する方	埋蔵・改葬の届出	<p>必要なもの</p> <input type="checkbox"/> 死体埋火葬許可証(初めて納骨される場合) <input type="checkbox"/> 改葬許可証 (他の墓地からお骨を移動させる場合) ◆墓石の建替や墓石に名を刻む場合は、 工事施行の届出が必要です。	市民生活政策課 総務・市営墓地係 市庁舎9階 (058) 214-2176
特定医療費	70. 特定医療費(指定難病)受給者証又は特定疾患医療受給者証をお持ちの方	受給者証の返還	<p>必要なもの</p> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の受給者証	地域保健課 管理係 保健所1階 都通2-19 (058) 252-7191 中保健センター (058) 214-6630 南保健センター (058) 271-8010 北保健センター (058) 232-7681
犬	71. 犬を所有している方	所有者の変更	右記窓口にお尋ねください。(電話可) <p>期限</p> 30日以内	
特定動物	72. 特定動物飼養許可を受けている方	特定動物の飼養・保管の廃止の届出等	<p>必要なもの</p> <input type="checkbox"/> 特定動物飼養許可証 ◆飼養の状況により、必要な手続きが異なりますので、右記窓口にお尋ねください。	生活衛生課 動物管理指導係 保健所1階 都通2-19 (058) 252-7195
占用許可	73. 市道や水路の占用許可を受けている方	占用許可名義の承継	<p>必要なもの</p> <input type="checkbox"/> 相続人であることが確認できる書類 (戸籍謄本等) <p>期限</p> なし	土木管理課 市庁舎16階 (058) 214-4719

その他(ライフライン・住居など)				
項目	対象者 (亡くなられた方)	主な手続き	概要	手続き窓口
文化財	74. 指定文化財を 所有している方	所有者変更 の届出	<p>必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>文化財の指定書 <input type="checkbox"/>相続人であることが確認できる書類 (戸籍謄本等) ◆文化財の指定書を紛失した場合は、 再発行の手続きを行います。 <p>期限</p> <p>国指定文化財は、変更後 20 日以内</p>	文化財保護課 市庁舎 10 階 (058) 214-7157
図書の返却	75. 図書の貸出を 受けていた方	図書の返却	<p>あわせて、貸出カードを廃止しますので、 亡くなられたことを、お伝えください。</p> <p>期限</p> <p>なし</p>	中央図書館 司町 40-5 (058) 262-2924
犯罪被害	76. 犯罪による被害 にあわれた方	犯罪被害の 相談 支援金の申請	<p>犯罪被害者の方やご遺族の方のためのワン ストップ相談窓口や、一時的な費用を援助 する支援金制度を設けております。 右記窓口にお尋ねください。</p> <p>期限</p> <p>犯罪被害(死亡または重傷病)を知った日から 1年を経過したとき。または、犯罪被害があっ た日から2年を経過したとき。</p>	地域安全推進課 犯罪被害者等 総合相談窓口 市庁舎 9 階 (058) 214-4963
医療関係国家資格	77. 次の医療関係者 の方 医師、歯科医師、 看護師、保健師、 助産師、 理学療法士、 作業療法士、 臨床検査技師、 視能訓練士、 診療放射線技師、 衛生検査技師、 准看護師、 栄養士	医籍登録等の 抹消手続き	<p>必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>資格免許証 <input type="checkbox"/>死亡診断書の写し、又は亡くなられた方 の死亡年月日が記載されている戸籍謄本 等 <input type="checkbox"/>届出をされた方の本人確認ができるもの (運転免許証等) <p>期限</p> <p>30日以内</p>	保健医療課 保健所 4 階 都通 2-19 (058) 252-7197

その他(ライフライン・住居など)

項目	対象者 (亡くなられた方)	主な手続き	概要	手続き窓口
病院・診療所・薬局等	78. 次の事業所を営んでいる方 病院、診療所、 施術所(あん摩 マッサージ指圧、 はり、きゅう、 柔道整復)、 助産所、 歯科技工所	事業所の 廃止の届出 死亡の届出	必要なもの <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡年月日が記載されている戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 届出をされた方の本人確認ができるもの(運転免許証等) 期限 10日以内	保健医療課 保健所 4 階 都通 2-19 (058) 252-7197
	79. 次の事業所を営んでいる方 薬局、 医薬品販売業 (店舗販売業)、 毒物劇物販売業、 毒物劇物業務上 取扱者、 高度管理医療機 器等販売業・貸 与業、 管理医療機器販 売業・貸与業	事業所の 廃止の届出	必要なもの <input type="checkbox"/> 事業所の許可証 <input type="checkbox"/> 届出をされた方の本人確認ができるもの(運転免許証等) 期限 30日以内	
生活衛生関係営業等	80. 次の営業許可等を受けている方 理容所・美容所 クリーニング所 興行場 旅館 公衆浴場 温泉利用	営業廃止の 届出	必要なもの <input type="checkbox"/> 営業許可書、又は確認済証 期限 10日以内(旅館) ◆業種により期限は異なりますので、右記窓口にお尋ねください。	生活衛生課 環境監視係 保健所 1 階 都通 2-19 (058) 252-7195
		営業承継の 届出	必要なもの <input type="checkbox"/> 相続人であることが確認できる書類(戸籍謄本など)や、同意書(相続人が2人以上の場合)などが必要です。 期限 60日以内(旅館) ◆業種や承継の内容に応じて、必要な書類、期限が異なりますので、右記窓口にお尋ねください	

その他(ライフライン・住居など)				
項目	対象者 (亡くなられた方)	主な手続き	概要	手続き窓口
食品関係営業等	81. 飲食店など食品関連の営業許可を受けている、又は営業届出をされている方	営業廃止の届出	<p>必要なもの</p> <input type="checkbox"/> 営業許可書(※許可を受けている方のみ)	食品衛生課 保健所 4 階 都通 2-19 (058) 252-7194
		営業承継の届出	<p>必要なもの</p> <input type="checkbox"/> ①被相続人の除籍謄本 <input type="checkbox"/> ②法定相続人が確認できる戸籍謄本 <input type="checkbox"/> ①+②に代え、法務局が発行する「法定相続情報一覧図の写し」でも可 <input type="checkbox"/> 相続人が 2 人以上の場合は、相続同意書	
寄附	82. 死後に岐阜市への寄附をお考えの方	寄附の申込み	<p>市ホームページ「寄附申込み」または「遺贈寄附について」をご覧ください。</p>  <p>https://www.city.gifu.lg.jp/info/hurusato/index.html</p> <p>◆元気なぎふ応援寄附金に関することは、右記窓口にて、その他の寄附に関することは、各担当課にお尋ねください。</p> <p>期限 なし</p>	市民協働推進 政策課 市庁舎 13 階 (058) 214-4865

(3) 住民票の写しや戸籍謄本等の請求方法、手続きの委任

ここでは、各種手続きに必要なとなる、住民票の写しや戸籍謄本等の請求方法などについて、ご案内します。

共通事項

①必要な持参書類

住民票の写しや戸籍謄本等の請求時には、請求者(窓口に来られる方)の本人確認が必要になります。公的機関が発行した顔写真付きの本人確認資料をご持参ください。(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳など)

なお、顔写真付きの本人確認資料がない場合は、健康保険証や基礎年金番号通知書といった、それぞれの公的機関が発行した証明書などを、2点ご持参ください。

②交付手数料の無料 ※取扱いのない市区町村もあります。

公的年金の手続きに必要な住民票の写しや戸籍謄本等の交付手数料は、無料となります。(岐阜市に住所や本籍がある場合)この場合、国保・年金課や市内7事務所、年金事務所でお渡しする「年金請求にかかる提出書類の一覧」などの書面を、住民票の写しなどの申請手続き時にご提示のうえ、申し出てください。

③窓口及び問い合わせ先

住民票の写しや戸籍謄本等については

岐阜市役所 市民課総合証明係 (058)214-6175 司町40番地1 市庁舎1階

市内7事務所 (P61 に案内図があります)

西部事務所	(058)239-0004	下鵜飼1丁目88番地3
東部事務所	(058)243-1001	芥見4丁目64番地
北部事務所	(058)231-0641	福光東2丁目6番13号
南部東事務所	(058)271-0361	加納城南通1丁目20番地
南部西事務所	(058)272-2021	市橋2丁目8番18号
日光事務所	(058)232-1480	日光町9丁目1番地3
柳津地域事務所	(058)387-0111	柳津町宮東1丁目1番地

「年金請求にかかる提出書類の一覧」については

岐阜市役所 国保・年金課年金係 (058)214-2086 司町40番地1 市庁舎1階

各種手続きに必要となる書類

①住民票の写し

証明書の種類	手数料	必要なもの
住民票の写し(除票の写し)	1通 300円	本人確認資料(運転免許証等)

- (ア) 住民票の写しに記載する事項(本籍、続柄等)は、提出先にご確認のうえ、ご請求ください。
- (イ) 亡くなられた方のマイナンバー(個人番号)入り住民票(除票)の写しは、発行できませんのでご注意ください。
- (ウ) 亡くなられた方の住民票(除票)の写しを請求できる人は、死亡届出人、相続人及び利害関係人などです。
また、請求時には使用目的をご記入ください。亡くなられた方と請求者の続柄が、岐阜市の戸籍で確認できない場合は、相続人や利害関係人であることので分かる書類(戸籍謄本等)の提示が必要となります。
- (エ) 代理人が請求する場合は、委任状が必要です。(P41 参照)
- (オ) 債権者などが、住民票の写しを請求する場合は、これを請求する理由を確認できる書類(借用証等)が必要となります。

②戸籍謄本等

証明書の種類	手数料	必要なもの
戸籍(謄本・抄本)	1通 450円	本人確認資料(運転免許証等)
改製原戸籍・除籍(謄本・抄本)	1通 750円	

◆請求先は、本籍のある市区町村役場です。岐阜市以外の場合は各市区町村にお問い合わせください。

- (ア) 戸籍謄本等を請求する場合は、出生から死亡までの間の、どの部分の戸籍が必要か、あらかじめ提出先にご確認ください。
例)出生から死亡までの一連の戸籍、婚姻から死亡までの一連の戸籍 など
- (イ) 亡くなられた方の配偶者、及び直系親族(親、祖父母、子、孫等)以外の方からの請求には、原則として、委任状(P41 参照)が必要です。
- (ウ) 亡くなられた方と請求者の続柄が、岐阜市の戸籍で確認できない場合は、相続人や利害関係人であることので分かる書類(戸籍謄本等)の提示が必要となります。

③ 戸籍の附票の写し（本籍地において、戸籍ごとに記録される住所履歴）

証明書の種類	手数料	必要なもの
戸籍の附票の写し	1通 300円	本人確認資料(運転免許証等)

◆請求先は、本籍のある市区町村役場です。岐阜市以外の場合は各市区町村にお問い合わせください。

(ア)婚姻などにより新たな戸籍が編製されると、その附票には、編製時の住所から、その履歴が記録されます。請求の際は、誰のどの住所履歴が必要か、申し出てください。

(イ)配偶者及び直系親族(親、祖父母、子、孫等)以外の方からの請求には、委任状が必要です。(P41参照)

(ウ)亡くなられた方と請求者の続柄が、岐阜市の戸籍で確認できない場合は、相続人や利害関係人であること分かる書類(戸籍謄本等)の提示が必要となります。

④ 税務証明

証明書の種類	手数料	必要なもの
<市・県民税> ◆所得証明書 ◆所得課税証明書 ◆課税証明書	1通 300円	(ア) 本人申請の場合 本人が確認できる書類 (イ) 代理申請の場合 来庁者本人が確認できる書類、委任状 【本人が確認できる書類】 ① 公的機関が発行した顔写真付きの本人確認資料 (運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳など) なお、顔写真付きの本人確認資料がない場合は、公的機関が発行した証明書などを、2点ご持参ください。 (健康保険証、介護保険の被保険者証、基礎年金番号通知書など) ② 上記の証明書等の提示があっても、本人確認について、お尋ねをすることがあります。

委任状に関するご案内（住民票の写しや戸籍謄本等の請求）

同一世帯の方や配偶者、両親などの親族に代わって、代理人が請求する場合は、委任状が必要です。

ここでは、岐阜市で住民票の写しや戸籍謄本等の請求時にご使用いただいております委任状の記入例や様式をご案内します。P63に白紙の様式がありますのでご利用ください。なお、委任状は、様式の内容を満たしていれば、任意の様式でも構いません。問い合わせ先は、P38を参照してください。

岐阜市長あて		委 任 状		記入例
		令和 5 年 6 月 1 日		
委任者	住所	岐阜市司町40番地1	氏名	岐阜 太郎 印
	生年月日	明・大(昭)・平・令・西暦 58 年 4 月 1 日	連絡先	058 — 265 — 4141
私は、下記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。				
代理人	住所	岐阜市福光東2丁目6番13号	氏名	北部 花子
			委任者との関係	子
委任事項				
住民票の写し の交付申請及び受領に関すること。				
住所 <input checked="" type="checkbox"/> 委任者の住所と同じ		世帯主		
岐阜市		岐阜 太郎		
<input type="checkbox"/> 世帯全員		_____ 通	続柄・・・ <input type="checkbox"/> 記載する <input checked="" type="checkbox"/> しない	
<input checked="" type="checkbox"/> 世帯の一部 (<small>必要な人の氏名</small> 岐阜 太郎)		1 通	本籍・・・ <input checked="" type="checkbox"/> 記載する <input type="checkbox"/> しない	
<input type="checkbox"/> 使いみち等 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 保険の手続き </div>		その他 (_____)		
戸籍関係 の交付申請及び受領に関すること。				
本籍		筆頭者		
岐阜市 芥見4丁目64番地		岐阜 一郎		
<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍 謄本 ・抄本 (<small>抄本の場合必要な人の氏名</small> _____)		_____ 通		
<input type="checkbox"/> 除籍・改製原戸籍 謄本 ・抄本 (<small>抄本の場合必要な人の氏名</small> _____)		_____ 通		
<input type="checkbox"/> 附票 全員・一部 (<small>一部の場合必要な人の氏名</small> _____)		_____ 通		
<input type="checkbox"/> 身分証明書		_____ 通	<input type="checkbox"/> 使いみち等 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 父一郎の相続のため、父の死亡事項が記載された戸籍謄本が必要 </div>	
<input type="checkbox"/> その他 (_____)		_____ 通		
※ 委任状は、すべて本人（委任者）が記入してください。				

住民票の写しを請求する場合

戸籍謄抄本等を請求する場合

郵送請求の方法について

各種証明書は郵送で請求することができます。

戸籍は本籍地、住民票は住民登録のある市区町村役場に請求してください。

市区町村によって郵送先、交付手数料は異なりますので、事前にご確認ください。

◇次の①～⑤の手順で請求してください。

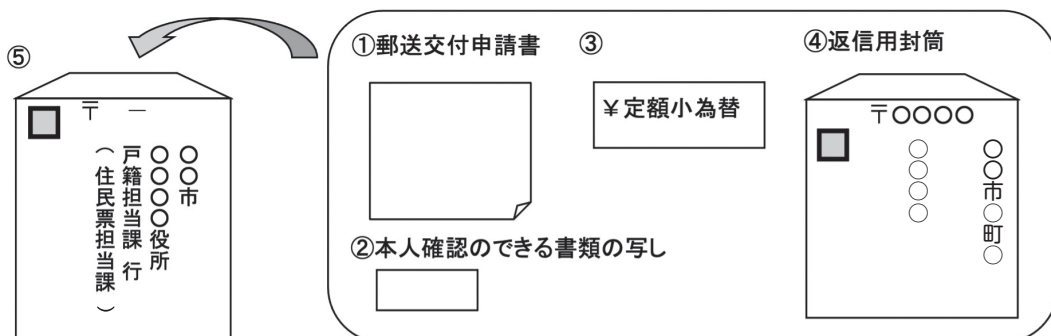
- ① 郵送交付申請書にもれなく記入してください。
※昼間（9時～17時）に連絡をする場合がありますので、連絡先を必ずご記入ください。
※ P64 に白紙の申請書がありますのでご利用ください。
- ② 個人情報の保護のため申請者の本人確認を行っておりますので運転免許証、健康保険証等本人確認のできる書類の写しをご用意ください。
※申請の際添付いただきました書類は原則返却いたしません。
- ③ 交付手数料を、郵便局の定額小為替(有効期限内のもの)にてをご用意ください。
(切手・収入印紙では受付できません)

戸籍(謄本・抄本)	450 円	戸籍の附票	300 円
除籍・改製原戸籍	750 円	身分・独身証明書	300 円
住民票・ 住民票記載事項証明書・除票	300 円	受理証明・届書の写し	350 円

- ④ 返信用の封筒に、返送先の住所・氏名・郵便番号を明記し、返信用切手(速達での返送をご希望の場合は速達料金分を加算してください)を貼ってください。
複数枚申請する場合は、切手を余分に同封してください。
- ⑤ 封筒に、本籍地または住民登録のある市区町村役場の郵便番号・住所・〇〇役所戸籍担当課または住民票担当課と明記して切手を貼り、①～④を同封して郵送してください。

注意事項

- ◆本人・配偶者・直系親族以外の方や第三者（本人・同じ世帯以外の方）が申請される場合は、使用目的を詳しくご記入いただくとともに委任状または疎明資料が必要です。（使用目的の理由によっては、交付できない場合もあります）
- ◆戸籍等を請求される場合は、直系親族であっても本市で関係が確認できない場合、関係がわかる戸籍謄本等の資料が必要です。
- ◆亡くなられた方のマイナンバー（個人番号）入りの住民票（除票）の写しは交付できません。






(あて先) 戸籍担当課・住民票担当課
 必要なものに☑を付けてください。





戸籍謄抄本等	本籍	岐阜市司町40番地1	
	筆頭者	岐阜 太郎	
	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 除籍 <input type="checkbox"/> 改製原戸籍 <input type="checkbox"/> 戸籍の附票 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者を記載する <input type="checkbox"/> 身分証明 <input type="checkbox"/> 独身証明 <input type="checkbox"/> 受理証明 <input type="checkbox"/> 届書の写し (届出日/昭・平・令 年 月 日) <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 ()	の	<input type="checkbox"/> 謄本 (全部事項証明)・・・ 通 <input checked="" type="checkbox"/> 抄本 (一部事項証明)・・・ <u>1</u> 通 ↓ 必要な人の名 次郎 (生年月日/明・大・昭・平・令 3年11月1日)
	<input type="checkbox"/> 身分証明 <input type="checkbox"/> 独身証明 <input type="checkbox"/> 受理証明 <input type="checkbox"/> 届書の写し (届出日/昭・平・令 年 月 日) <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 ()	必要な人の名 (生年月日/明・大・昭・平・令 年 月 日)	…… 通
住民票等	住所	岐阜市神田町1丁目11番地	
	世帯主	岐阜 太郎	
	<input checked="" type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 除票	の	<input checked="" type="checkbox"/> 世帯全員の分・・・ <u>1</u> 通 必要な人の名 <input type="checkbox"/> 一部の人の分・・・ 通 ↓ ()
	※必要な事項に☑を付けてください。(☑がない場合は省略したものを交付します。) <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 国籍・地域、在留資格、第30条45、在留カード等 No.、在留期間 (外国人の方)		
使用目的	<input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 戸籍の届出 <input checked="" type="checkbox"/> 年金の手続 <input type="checkbox"/> 相続手続 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 公営住宅申込 <input type="checkbox"/> 廃車手続 [証明したい住所:] <input type="checkbox"/> その他 () ↓ 【例】「〇〇の死亡年月日のわかるもの」「相続。出生から死亡までの一連の戸籍」など ●提出先 <u>〇〇年金事務所</u>		
申請者	住所	岐阜市神田町1丁目11番地	
	氏名	昼間の連絡先 (携帯電話でも可)	
	筆頭者または世帯主との関係	☑ 筆頭者の子 <input type="checkbox"/> 筆頭者の父母 <input checked="" type="checkbox"/> 同じ世帯の人 <input type="checkbox"/> その他 ()	


(4) 市役所以外で行う手続き一覧

ここでは、市役所以外で行う具体的な手続きを、項目ごとにご案内いたします。
亡くなられた方の該当する項目に☑してご利用ください。

手続き方法や持ち物、手続きの期限などは、各問い合わせ先にお尋ねください

国・県への手続き				
項目	対象者 (亡くなられた方)	主な手続き	問い合わせ先	完了日
法務局(相続・変更登記、 証明書の交付)	不動産の所有者	<input type="checkbox"/> 土地、家屋等の 相続登記	岐阜地方法務局不動産登記部門 (058) 245-3181(代) 相続登記には、登記申請書のほか 各種書類が必要です。 詳しくは、法務局の HP をご確認 ください。 https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000001_00014.html 	/
		<input type="checkbox"/> 国庫帰属の承認 申請書の提出	岐阜地方法務局不動産登記部門 (058) 245-3181(代) 相続した不要な土地を国が引き取る 制度です。(P48 参照)詳しくは、法 務局のHP をご確認ください。 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00454.html 	/
	(ご遺族について) 法定相続情報証明制度 を利用する方	<input type="checkbox"/> 法定相続情報一 覧図の保管及び 交付の申出	岐阜地方法務局不動産登記部門 (058) 245-3181(代) 本制度を利用すると、申出により交 付される「法定相続情報一覧図」の写 し(無料)の利用が可能となります。 当該一覧図を提出することにより、 登記所・遺言書保管所・税務署・年 金事務所・金融機関などの各種相続 手続きに必要な戸籍謄本の提出が不要 となります。(P49 参照) 詳しくは、法務局の HP をご確認く ださい。 https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html 	/

国・県への手続き				
項目	対象者 (亡くなられた方)	主な手続き	問い合わせ先	完了日
法務局(相続・変更登記、 証明書の交付)	(ご遺族について) 自筆証書遺言書を法務局に保管した後亡くなられた方 (遺言者)の関係相続人等(法定相続人のほか、当該遺言書において受遺者等及び遺言執行者等とされた方)	遺言書情報証明書の交付請求 遺言書保管事実証明書の交付請求 	岐阜地方法務局供託課 (058) 245-6720 請求により交付される、遺言書保管所に保管されている遺言書の内容の証明「遺言書情報証明書」(1,400円)は、登記や各種手続に利用することができます。 また、遺言書保管所に遺言書が保管されているか否かは、「遺言書保管事実証明書」(800円)の交付請求で確認できます。 詳しくは、法務局のHPをご確認ください。 https://houmukyoku.moj.go.jp/gifu/page000001_00022.html 	/
	会社・法人の役員の方	役員の変更登記	岐阜地方法務局法人登記部門 (058) 245-3181(代) 役員変更登記には、登記申請書のほか各種書類が必要です。 詳しくは、法務局のHPをご確認ください。 https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001252657.pdf 	/
雇用保険	雇用保険(失業等給付)を受給中の方	未支給の失業等給付の請求	ハローワーク岐阜雇用保険給付課 (058)247-9234	/
出入国在留管理局	特別永住者証明書をお持ちの方	証明書の返納	名古屋出入国在留管理局審査管理部門 (0570)052259(ナビダイヤル) 部署番号 110#	/
	在留カードをお持ちの方	カードの返納	名古屋出入国在留管理局 岐阜出張所 (058)214-6168	/
普通自動車	普通自動車の所有者	廃車や名義変更に関すること	中部運輸局 岐阜運輸支局 ヘルプデスク (050)5540-2053 HP: https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/ 	/
		自動車税に関すること	岐阜県自動車税事務所 (058)279-3781	/
軽自動車	軽自動車(三輪、四輪)をお持ちの方	廃車や名義変更に関すること	軽自動車検査協会 岐阜事務所 HP: https://www.keikenkyo.or.jp 	/

国・県への手続き					
項目	対象者 (亡くなられた方)		主な手続き	問い合わせ先	完了日
バイク (原付を除く)	バイク(原付除く)の所有者	<input type="checkbox"/>	廃車や名義変更に関すること	中部運輸局 岐阜運輸支局 ヘルプデスク (050)5540-2053 ※原動機付自転車のお手続きは、 P21 へ	/
運転免許証	運転免許証を持っている方	<input type="checkbox"/>	返納の手続き	岐阜中警察署 (058)263-0110 岐阜南警察署 (058)276-0110 岐阜北警察署 (058)233-0110 岐阜羽島警察署 (058)387-0110 岐阜運転者講習センター (058)295-1010 返納の手続きを行わないと、免許証の更新通知が届く場合があります。亡くなられた方の免許証をご用意のうえ、上記窓口にお尋ねください。	/
国庫債券	国庫債券(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等)を持っている方	<input type="checkbox"/>	名義変更 償還金の受領 償還金の受取場所の変更	国庫債券に記載の償還金の受取場所 又は 変更を希望する償還金の受取場所	/
相続	(ご遺族について) 相続放棄をする方	<input type="checkbox"/>	相続放棄の 申し立て	岐阜家庭裁判所 (058)262-5346 相続放棄を希望される方は、上記に連絡し、手続きの説明を受けてください。	/
国税	(ご遺族について) 相続税や所得税(準確定)の申告をする方	<input type="checkbox"/>	国税庁 HP をご覧ください。 https://www.nta.go.jp		/

ライフライン、預貯金、保険など					
項目	対象者 (亡くなられた方)		主な手続き	問い合わせ先	完了日
電気	電気の契約者	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	契約会社 ※検針票・電気使用量のお知らせに記載されているお客様番号をお知らせください	/
ガス	ガスの契約者	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	契約会社 ※検針票・ガス使用量のお知らせに記載されているお客様番号をお知らせください	/

ライフライン、預貯金、保険など

項目	対象者 (亡くなられた方)	主な手続き	問い合わせ先	完了日	
通信関係	固定電話の契約者 (NTT 西日本)	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	NTT 西日本 局番なしの「116」 携帯電話からは、0800-2000116 受付時間 午前9時～午後5時 土曜・日曜・祝日も受付 (年末年始 12/29～1/3 を除く)	/
	固定電話の契約者 (NTT 西日本以外)	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	契約会社	/
	携帯電話の契約者	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	契約会社	/
	インターネットの契約者	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	契約会社	/
	ケーブルテレビの契約者	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	契約会社	/
	NHK受信料の契約者	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	NHKふれあいセンター 0120-151515(フリーダイヤル) 受付時間 午前9時～午後6時 土曜・日曜・祝日も受付	/
	身体障害者手帳・療育 手帳をお持ちの方で NHK受信料を 免除されている方	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	NHKふれあいセンター 0120-151515(フリーダイヤル) 受付時間 午前9時～午後6時 土曜・日曜・祝日も受付	/
預貯金	クレジットカードを 持っている方	<input type="checkbox"/>	失効手続き	各契約会社	/
	預貯金口座を 持っている方	<input type="checkbox"/>	口座手続き	各金融機関	/
融資	住宅ローンなどが ある方	<input type="checkbox"/>	ローン残高の 返済等	借入先の金融機関	/
株式	株式等を持っている方	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	証券会社等	/
保険	生命保険に 加入している方	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の 請求 入院給付金の 請求等	加入していた生命保険会社又は 代理店	/
	損害保険に 加入している方	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	加入していた損害保険会社又は 代理店	/

相続登記はお済みですか？

～相続登記・遺産分割を進めましょう～



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務化されます

・相続(遺言も含みます。)によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から**3年以内**に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

詳しくは…

あなたと家族をつなぐ相続登記



不動産に関するルールが大きく変わります！

※ 全国で**所有者不明土地**が増えています。

公共工事や災害復旧が進まないなど、周囲にも悪影響が…



相続登記の申請の義務化 など

- ・正当な理由なく義務に違反した場合、**10万円以下の過料**が科せられる可能性があります。
- ・相続登記の申請義務を果たすための「**相続人申告登記**」も設けられます。
- ・相続登記について、登録免許税が免税される場合があります。

※ そのほかのルールも段階的に変わります！



詳しくは…

なくそう所有者不明土地



令和**5年4月**
から段階的に
施行されます！

相続した不要な土地を国が引き取る制度もはじまります！

相続土地国庫帰属制度 (令和5年4月27日から)

① 承認申請



※ 審査手数料の納付も必要

② 要件審査・承認



③ 申請者が**10年分**の土地管理費相当額の負担金を納付



④

国庫帰属

重要!

通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地は引取り不可

- (例)
- ・建物や障害物のある土地
 - ・土壌が汚染されている土地
 - ・権利などで争いのある土地 など



詳しくは…

相続土地国庫帰属制度



まず法務局へ

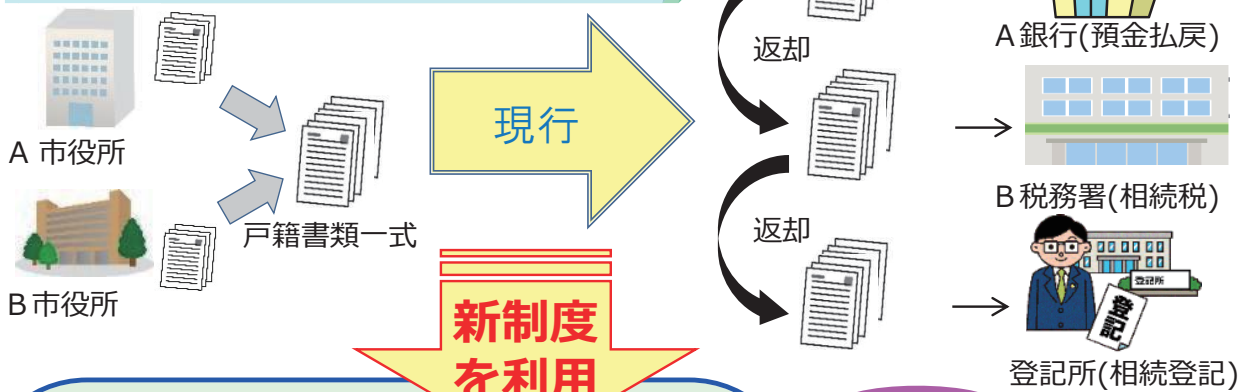
法定相続情報証明制度

「法定相続情報証明制度」がもっと便利に！
金融機関や税務署での手続きに利用できます！！
まずは、法務局にご相談ください！！

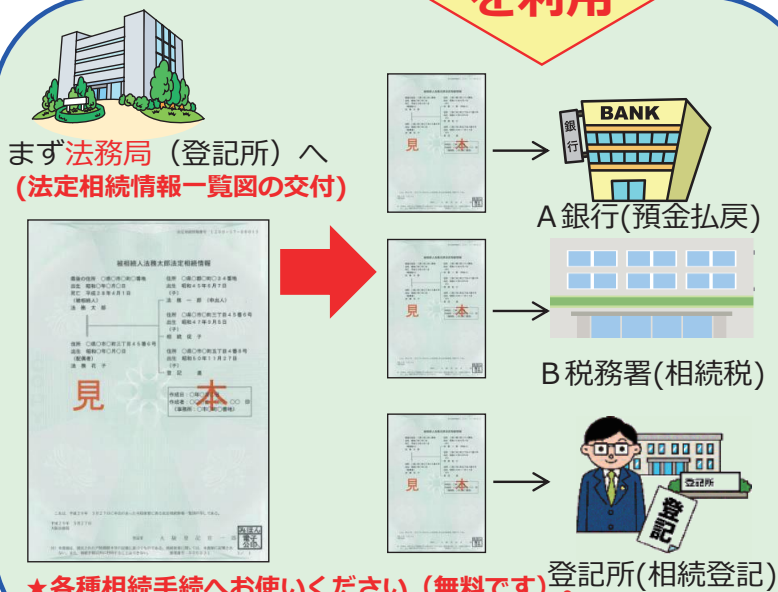
各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなり、
手続をスムーズに進めることができる大変便利な制度です。

※ 戸籍関係書類を登記官が確認し、法定相続人が誰であるかの証明書を無料で交付する制度です。
相続手続に必要な他の書類は、各機関で異なりますので、提出先となる各機関にご照会ください。

●相続が発生したときの一般的な流れ



新制度 を利用



★各種相続手続へお使いください(無料です)。
(戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能！)

ポイント①

預金口座がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

ポイント②

戸籍の収集や一覧図の作成に時間的な余裕がない場合は、専門家(※2)に依頼することも可能です。

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

未来につなぐ相続登記

**不動産の相続登記
をお忘れなく！**

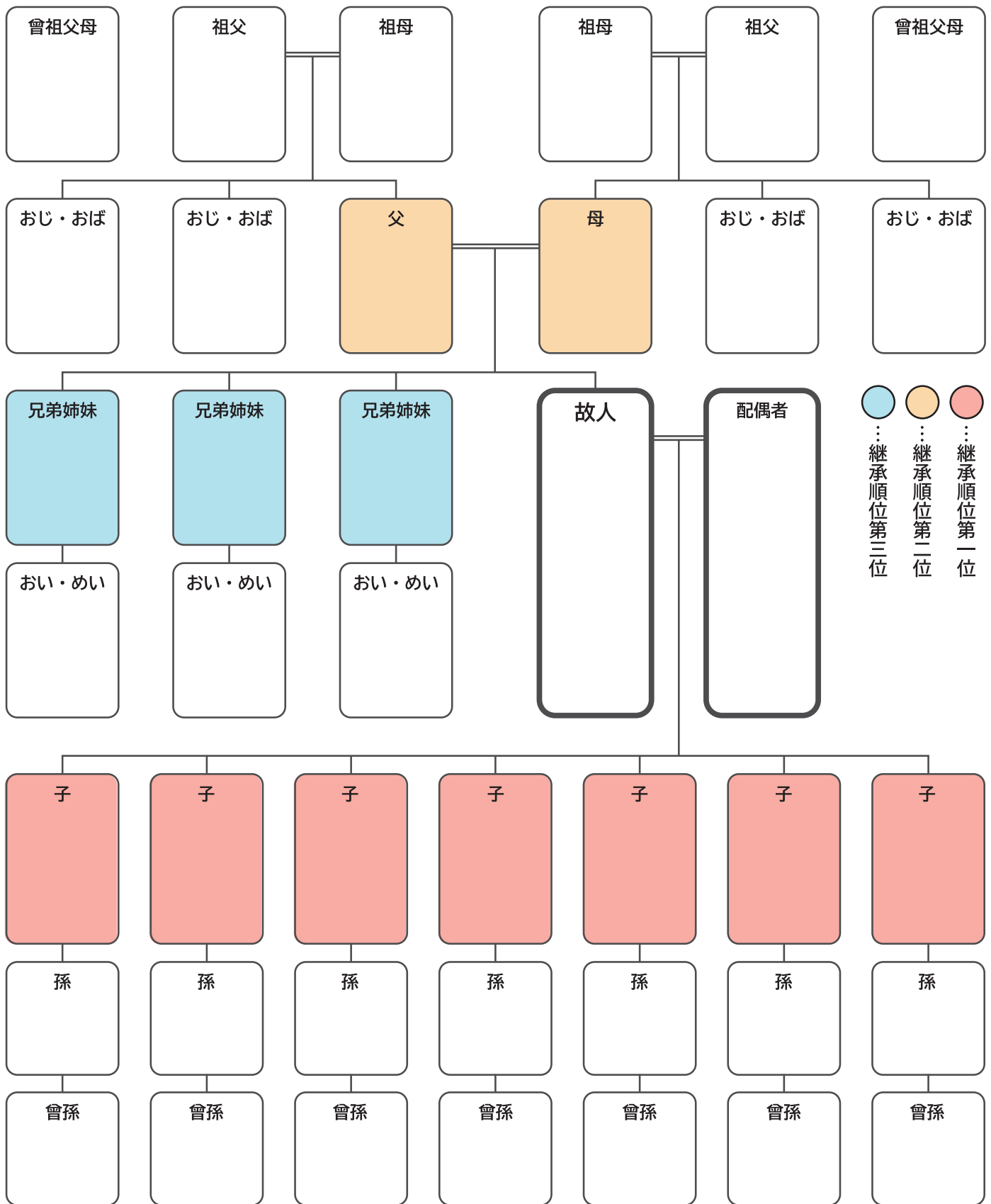
次の世代へのつとめです

法定相続情報証明制度の手続の詳細は、[法務局ホームページ](#) をご覧ください。

岐阜地方法務局



ご遺族メモ／家系図（3親等以内の親族）



6. 手続きに関してよくある質問

Q1 死亡届を市役所に提出しました。
別途、住民票や戸籍から削除（除籍）する手続きが必要ですか？

A1 死亡届のご提出により、住民票や戸籍にその旨の記載がされ削除（除籍）されますので、別途手続きをする必要はありません。

Q2 世帯主が亡くなりました。世帯主の変更の手続きは必要ですか？

A2 世帯主の方が亡くなられた場合、岐阜市では死亡届出時に同世帯の方に世帯主を変更しておりますので、別途手続きをする必要はありません。世帯主の変更を希望される場合は市民課または各事務所の窓口で世帯主変更の手続きをしてください。

Q3 死亡の記載のある戸籍謄本等が必要ですが、
死亡届を提出してからどのくらいの日数で、取得できますか？

A3 ①本籍が岐阜市の人の場合
死亡届を岐阜市役所に提出した場合は、1週間前後です。
死亡届を岐阜市以外の市区町村役場に提出した場合は、一般的に2週間前後です。

②本籍が岐阜市以外の人の場合
一般的に2週間前後です。詳しくは、本籍地の市区町村役場の戸籍担当課にお尋ねください。

Q4 死亡の記載のある住民票（除票）が必要ですが、
死亡届を提出してからどのくらいの日数で、取得できますか？

A4 ①住民登録が岐阜市の人の場合
死亡届を岐阜市役所に提出した場合は、平日1～2日です。
死亡届を岐阜市以外の市区町村役場に提出した場合は、一般的に1～2週間程度です。

②住民登録が岐阜市以外の人の場合
一般的に1～2週間程度です。
詳しくは、住民登録地の市区町村役場の住民登録担当課にお尋ねください。

Q5 住民票の写しや戸籍謄本等を代理で取得する場合、委任状は必要ですか？

A5 委任状が必要です。委任状については、P41をご覧ください。

Q6 故人の保険証などで見つからないものがありますが手続きできますか？

A6 証書等に不足があった場合は、状況にあわせてご案内いたします。
お持ちいただくものについては、P9、P15～37をご覧ください。

Q7 多くの手続きがありますが、どの手続きを優先して行ったらいいですか？

A7 手続きは一人ひとり異なりますので、亡くなられた方がお持ちの証書類と、
P11～14の手続き一覧を照らし合わせ、該当するものや手続きの期日をご確認ください。
また、電気、ガス、水道などのライフラインで、使用料等が発生するものについて、
今後使用しない場合は、お早めの解約手続きをお勧めします。

Q8 手続きは、誰でもできますか。

A8 相続人しかできない手続き、代理人でもできる手続きなど、様々です。
直接各窓口にお尋ねください。

Q9 火葬後に、死体埋火葬許可証を火葬場から渡されましたが、どうすればよいのですか。

A9 墓地や寺院に納骨する際に必要となりますので、大切に保管してください。
墓地等の管理者に納骨の届出を行う際に、提出してください。

Q10 故人は、市営墓地以外の墓地を使用していましたが、
どのような手続きが必要ですか。

A10 一般的に墓地使用者の変更届や納骨の際に届出が必要と思われます。
墓地を管理している寺院や墓地管理組合などにお問い合わせください。

7. 市民相談窓口

市民相談室では、日常生活での悩み事や心配事などについて、専門相談員による専門相談を無料で行っています。

おくやみに際しても、生活上、様々な相談事が生じることが考えられます。相談は、適切な助言が目的ですので、解決については、相談者ご自身が行うことをご理解のうえ、ご利用ください。

秘密は厳守いたしますので、安心してご利用ください。

場所

市庁舎 2 階の市民相談室にて、面談の形式で行います。

問い合わせ・予約連絡先

市民相談室 電話 (058)214-6028

MEMO

相談の種類	相談内容	相談担当者	相談日・相談時間
*くらしの相談	くらしの中での法的な問題 (離婚、親子関係など)	くらしの相談員	月～金 午前9時～12時 午後1時～4時
*交通事故相談	交通事故の示談・慰謝料・損害賠償など		火、木、金 午前9時～12時 午後1時～4時
労働なんでも相談	労働に関する相談や社会保険などの手続きに関すること	社会保険労務士	金 午前9時～12時 午後1時～4時
職業相談	就職に関すること	職業相談員	火～金 午後1時～4時30分
*法律相談 (予約制)	民事・家事・刑事などの法律問題 (1人20分で予約が必要です)	弁護士	月、水、金 午後1時～4時
人権相談	いじめや差別など人権に関する こと	人権擁護委員	火 午後1時～4時
不動産相談	不動産の取引・管理に関する トラブルや困りごと	宅地建物取引士	第1～第4火 午後1時～4時
心配ごと相談	家庭などでの困りごとや心配ごと	民生委員 児童委員	水 午後1時～4時
*建築相談	新築・増築の諸問題、耐震診断 など	建築士	第1・第3水 午後1時～4時
*税務相談 (予約制)	所得税、相続税、贈与税などの 税金に関すること (1人20分で予約が必要です)	税理士	木 午後1時～4時
*登記相談 (予約制)	相続、不動産などの登記、供託 など (1人20分で予約が必要です)	司法書士	木 午後1時～4時
土地境界相談	土地の境界線(筆界)や土地・ 建物の調査・測量・表題登記に 関すること	土地家屋調査士	第2・第4木 午後1時～4時
行政手続相談	相続・遺産分割協議書・遺言、 許認可手続きなどに関すること	行政書士	第3金 午後1時～4時
行政相談	国の行政機関などに対する 要望・意見	行政相談委員	火 午後1時～4時

*は岐阜市在住の方に限ります

8. 故人の遺品の処分について

ここでは、故人の遺品などを整理された後に残った、粗大ごみや家電リサイクル製品の処分について、ご案内します。

故人のごみの処分は相続人が行うこととなっています。第三者による処分の申込み、契約行為はできませんので注意してください。

1. 粗大ごみを処分したいとき

粗大ごみの処理方法は「直接搬入」と「戸別収集」があり、いずれも予約制で有料です。

「粗大ごみ受付センター」までお電話ください。

粗大ごみ受付センター Tel 058 - 243 - 0530

受付日時：月～金曜日（祝日・振替休日及び年末年始を除く）

午前 8 時 30 分から午後 5 時

【直接搬入】

事前に申し込み(オンライン・電話)のうえ、粗大ごみ処理券を貼付して、ご自分で自己搬入施設まで搬入してください。

<申し込み・搬入の流れ>

①オンライン

◆岐阜市HPから「岐阜市粗大ごみオンライン受付システム」で申し込みをします。

・搬入日は、申し込み日の翌々日から1ヶ月後までの設定となります。

・品目によっては、オンラインで受付できないものがあります。

その場合はお手数ですが、お電話での申し込みとなります。

◆申し込んだ分の処理券もしくは処理袋を購入して、処理券は添付し、処理袋は搬出するものを入れて、申し込んだ施設に搬入してください。

◆「岐阜市粗大ごみオンライン受付システム」は、岐阜市公式ホームページでご確認ください。



②電話申し込み

◆粗大ごみ受付センターへ申し込みます。

・搬入日・処理手数料のご案内をいたします。

◆粗大ごみ受付センターがお伝えした処理券もしくは処理袋を購入して処理券を貼付するか、処理袋に入れてください。

・処理券(袋)販売店は、岐阜市のホームページ、又は粗大ごみ受付センターでご確認ください。

自己搬入施設搬入可能時間

曜日	時間
月～木曜日	午前 9 時～ 12 時 午後 1 時～ 4 時
金曜日	午前 9 時～ 11 時
第 4 土曜日と翌日曜日	午前 9 時～ 12 時 午後 1 時～ 4 時

【戸別収集】

事前の申し込みに応じて、各戸へ収集にお伺いします。1回20点まで。
(土日・祝日・年末年始は収集できません)

申し込み・収集の流れ

① 粗大ごみ受付センターへ申し込みます。

◆収集日・処理手数料のご案内・収集場所の確認をいたします。

②粗大ごみ受付センターがお伝えした処理券もしくは処理袋を購入して、処理券を貼付するか処理袋に入れてください。

③ 収集日の午前8時30分までに屋外の指定した場所に出してください。

◆午前8時30分から午後4時頃までの間に収集します。(立ち会いは不要です。)

【許可業者に収集運搬を依頼する場合】

◆次のような場合は、岐阜市の許可業者に収集を依頼してください。

- ・ごみの量が多く、自分で運搬できない。
- ・粗大ごみを屋外に運び出すことができない。

◆許可業者は環境一課でご案内しますので、お問い合わせください。

◆不用品回収業者、遺品整理業者等、市の許可のない業者など第三者がごみの収集運搬を行うことは、法で禁止されています。

2. 家電リサイクル法対象機器を処分したいとき

(対象機器：エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)

ご不要となった家電リサイクル法対象機器は、原則として、それを購入した小売店又は買い替えをする小売店に、リサイクル料金と収集・運搬料金を支払い、引き取りを求めてください。

【過去に買った小売業者(電気店)がわからない場合】

リサイクル料金は、メーカーや品目・大きさなどによって料金が異なりますので、家電リサイクル券センターで確認してください。

そして、郵便局で、センターがお伝えした家電リサイクル券を購入してください。

一般財団法人 家電製品協会

家電リサイクル券センター TEL 0120-319640

受付日時：月～土曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～午後6時

FAX 03-3903-7551

ホームページ <https://www.rkc.aeha.or.jp>



【処理方法1】

ご自分で下記の指定場所に運ぶことができます。

指定引取場所

会社名	住所	電話
伊勢志摩陸運(有) 岐阜営業所	羽島郡岐南町伏屋3丁目224番地	058-214-2206
(株)斉藤商店	揖斐郡大野町大字加納字六反田西 1330-10	0585-34-3855
西濃運輸(株)六条倉庫	岐阜市六条大溝 1-10	058-272-0155

【処理方法2】

岐阜市の許可業者に運搬を依頼することができます。

- ◆リサイクル料金の他に運搬料が必要になります。
- ◆許可業者は環境一課でご案内しますので、お問い合わせください。
- ◆市の許可のない業者が運搬することは法で禁止されています。

【処理方法3】

岐阜市に、運搬を依頼することができます。(原則、立ち会いが必要となります。)

- ◆リサイクル料金の他に岐阜市の粗大ごみ処理手数料が必要になります。
- ◆運搬の申し込みは、粗大ごみ受付センターへ (P55 参照)

遺品整理に伴うごみの処理に関するご相談先
環境一課 不法投棄対策係 058-214-2418

9. 岐阜市役所庁舎 案内図

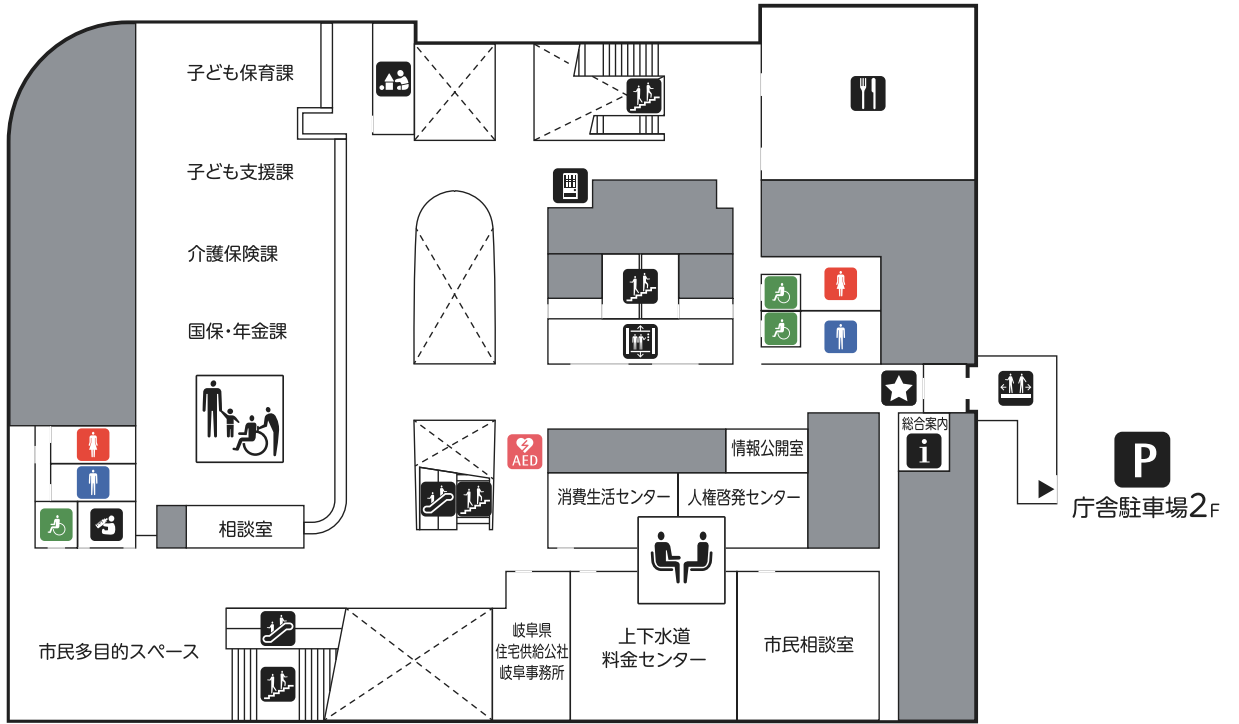
● = 本誌に掲載している担当課

各階のご案内	
18階	教育政策課 / 学校指導課 / 教育施設課 / ●学校安全支援課 / 学校給食課 / ●社会・青少年教育課 / 幼児教育課 / 子ども政策課
17階	まちづくり推進政策課 / ●空家対策課 / 公共建築整備課 / 公共建築保全課 / 住宅課 / 官民連携まちづくり課 / 建築指導課 / 工事検査室
16階	基盤整備政策課 / 土木調査課 / ●土木管理課 / 公共用地課 / 河川課 / 水防対策課 / 広域事業推進課 / 道路建設課 / 道路維持課
15階	都市建設政策課 / 都市計画課 / 市街地再開発課 / ●鉄道高架推進課 / 交通政策課 / 公園整備課 / 歴史まちづくり課 / ●区画整理課
14階	環境政策課 / 環境施設課 / 資源循環課 / 脱炭素社会推進課 / 産業廃棄物指導課 / 環境保全課 / ●環境一課 / ●環境二課
13階	経済政策課 / 商工課 / 労働雇用課 / 企業立地推進課 / ●農林課 / 農地整備課 / ●農業委員会事務局 / ●市民協働推進政策課 / 男女共生・生涯学習推進課
12階	統計分析課 / 職員育成課 / 選挙管理委員事務局
11階	行政課 / 内部統制推進課 / 人事課 / 契約課 / 会計課 / 監査課
10階	ぎふ魅力づくり推進政策課 / 観光コンベンション課 / 文化芸術課 / ●文化財保護課 / 国際課 / 市民スポーツ課 / 福祉政策課 / 指導監査課
9階	総合政策課 / 未来創造研究室 / 政策調整課 / 財政課 / 行財政改革課 / 税事務推進課 / ●市民生活政策課 / ●地域安全推進課
8階	庁舎設備
7階	職員厚生課 / デジタル戦略課
6階	都市防災政策課 / 防災対策課
5階	秘書課 / 広報広聴課
4階	●議会総務課 / 議事調査課
3階	●税制課 / ●資産税課 / ●市民税課 / ●納税課 / ●生活福祉一課・二課
2階	●国保・年金課 / ●介護保険課 / ●子ども支援課 / ●子ども保育課 / ●市民相談室 / 消費生活センター / 人権啓発センター / ●岐阜県住宅供給公社岐阜事務所 / ●上下水道料金センター レストラン
1階	●市民課(総合窓口) / ●国保・年金課 / ●高齢福祉課 / ●障がい福祉課 / ●福祉医療課 総合案内 / 十六銀行 / 郵便局 / 売店

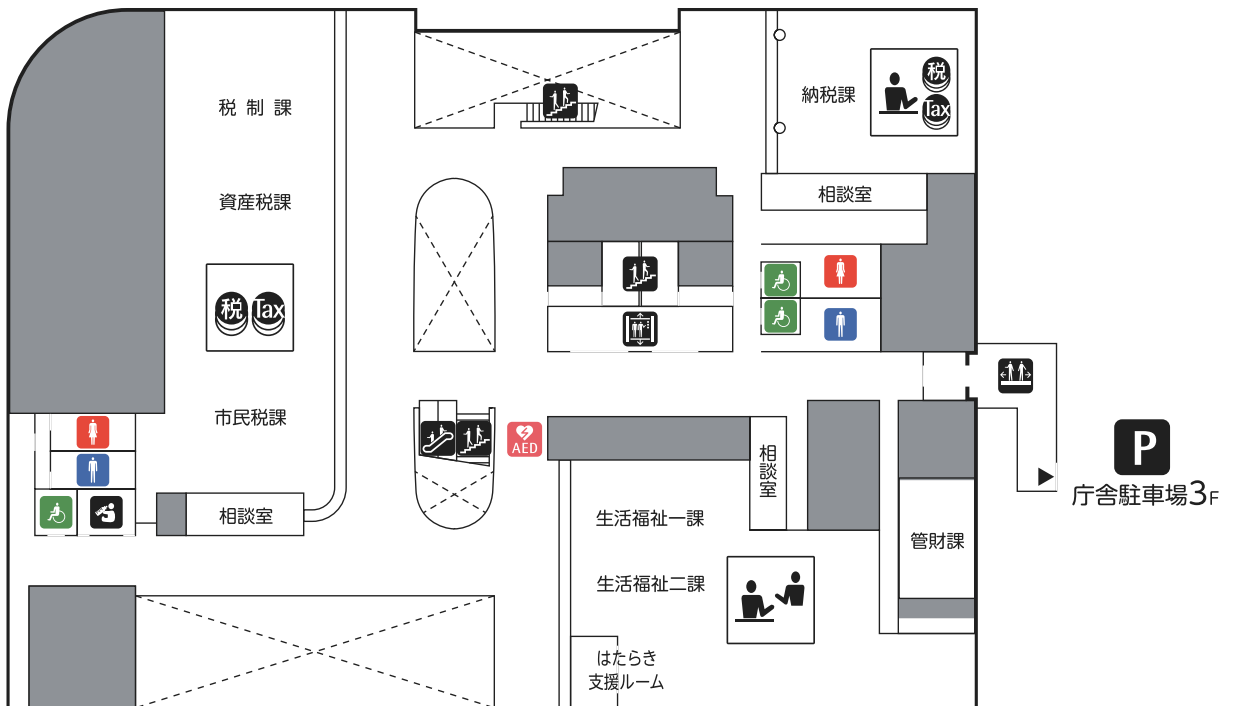
岐阜市役所庁舎（1階、2階、3階）案内図



2F



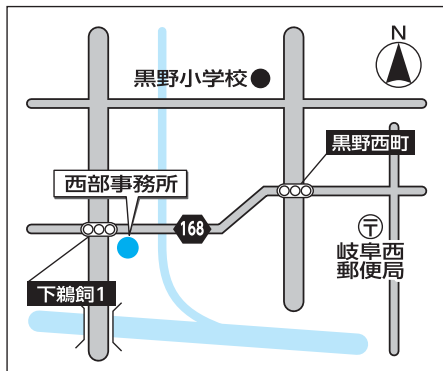
3F



10. 事務所等案内図

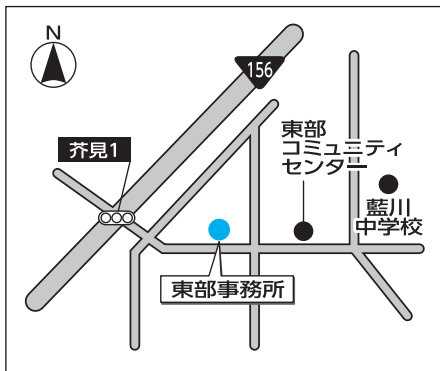
西部事務所

岐阜市下鵜飼1丁目88番地3
Tel(058)239-0004



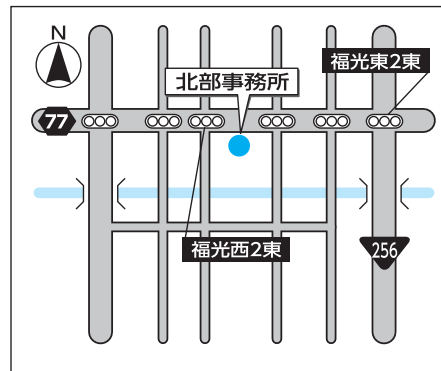
東部事務所

岐阜市芥見4丁目64番地
Tel(058)243-1001



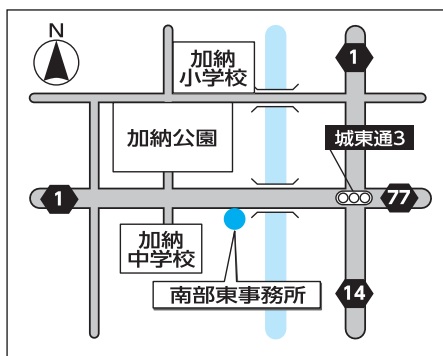
北部事務所

岐阜市福光東2丁目6番13号
Tel(058)231-0641



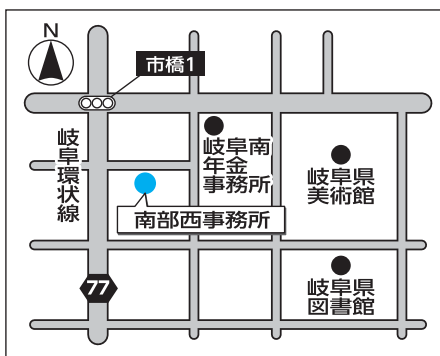
南部東事務所

(南部コミュニティセンター併設)
岐阜市加納城南通1丁目20番地
Tel(058)271-0361



南部西事務所

岐阜市市橋2丁目8番18号
Tel(058)272-2021



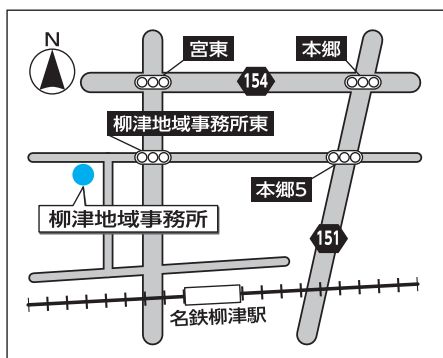
日光事務所

(日光コミュニティセンター併設)
岐阜市日光町9丁目1番地3
Tel(058)232-1480



柳津地域事務所

岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
Tel(058)387-0111



ステーションプラザ

岐阜市橋本町1丁目10番地1
(JR岐阜駅1F)
Tel(058)263-5301
※各種証明書 交付窓口(住所異動・戸籍等の届出の受付はできません)



各窓口の取扱日時

各事務所
月～金
(土日祝日及び年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時30分

ステーションプラザ
月～金
(土日祝日及び年末年始を除く)
午前8時30分～午後7時

※時間帯によっては取得できない証明書があります

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

～岐阜県自死遺族の会「千の風の会」～

大切な人を自死で亡くされたという共通の体験をもつ
人たちが、安心して話し、安心していられる場所です。

あなたが感じている“そのままの気持ち”を話してみませんか？

<問い合わせ先>

岐阜県精神保健福祉センター（岐阜県障がい者総合相談センター内）

TEL 058-231-9724 〒502-0854 岐阜市鷺山向井 2563-18

岐阜県精神保健福祉センター 千の風の会（自死遺族の会）

検索 



岐阜市長あて

委 任 状

令和 年 月 日

委任者	住所	氏名	⑩
	生年月日 明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	連絡先	— —

私は、下記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

代理人	住所	氏名
		委任者との関係

委任事項

住民票の写しの交付申請及び受領に関すること。

住所 <input type="checkbox"/> 委任者の住所と同じ 岐阜市	世帯主
--	-----

- 世帯全員 _____ 通 続柄・・・ 記載する しない
- 世帯の一部 (必要な人の氏名) _____ 通 本籍・・・ 記載する しない
- (使いみち等) _____ 通 その他 () _____ 通

戸籍関係の交付申請及び受領に関すること。

本籍 岐阜市	筆頭者
-----------	-----

- 戸籍 謄本・抄本 (抄本の場合必要な人の氏名 明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日生) _____ 通
- (一部)
- 除籍・改製原戸籍 謄本・抄本 (抄本の場合必要な人の氏名 明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日生) _____ 通
- (一部)
- 附票 全員・一部 (一部の場合必要な人の氏名 明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日生) _____ 通
- 身分証明書 _____ 通 (使いみち等)
- その他 () _____ 通

※ 委任状は、すべて本人(委任者)が記入してください。

(あて先) 戸籍担当課・住民票担当課
 必要なものに☑を付けてください。

戸籍謄抄本等	本籍	
	筆頭者	
	<input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 除籍 <input type="checkbox"/> 改製原戸籍 <input type="checkbox"/> 戸籍の附票 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者を記載する <input type="checkbox"/> 身分証明 <input type="checkbox"/> 独身証明 <input type="checkbox"/> 受理証明 <input type="checkbox"/> 届書の写し (届出日/昭・平・令 年 月 日) <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 ()	の <input type="checkbox"/> 謄本 (全部事項証明)・・・ 通 <input type="checkbox"/> 抄本 (一部事項証明)・・・ 通 必要な人の名 (生年月日/明・大・昭・平・令 年 月 日) 必要な人の名 (生年月日/明・大・昭・平・令 年 月 日)・・・ 通 ()
住民票等	住所	
	世帯主	
	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 除票	の <input type="checkbox"/> 世帯全員の分・・・ 通 <input type="checkbox"/> 一部の人の分・・・ 通 必要な人の名 ()
使用目的	※必要な事項に☑を付けてください。(☑がない場合は省略したものを交付します。) <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 国籍・地域、在留資格、第 30 条 45、在留カード等 No.、在留期間 (外国人の方)	
申請者	<input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 戸籍の届出 <input type="checkbox"/> 年金の手続 <input type="checkbox"/> 相続手続 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 公営住宅申込 <input type="checkbox"/> 廃車手続 [証明したい住所:] <input type="checkbox"/> その他 () 【例】「〇〇の死亡年月日のわかるもの」「相続。出生から死亡までの一連の戸籍」など	
	●提出先 _____	
	住所	
氏名	昼間の連絡先 (携帯電話でも可) ☎ () —	
筆頭者または世帯主との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 筆頭者の配偶者 <input type="checkbox"/> 筆頭者の子 <input type="checkbox"/> 筆頭者の父母 <input type="checkbox"/> 同じ世帯の人 <input type="checkbox"/> その他 ()	

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。
広告主及び広告内容を岐阜市が推奨するものではありません。
広告内容に関しては、直接広告主にお問い合わせください。

発 行 岐阜市 市民生活部 市民課
編集／制作 株式会社鎌倉新書

このハンドブックは、市ホームページにも掲載しております。
複製禁止